
基本的施策の推進状況

大野市環境基本計画の基本的施策に関連する事項に関して概要と、各施策の取り組みの効果等を取りまとめます。

第1章 公害の防止

1-1 大気汚染の防止

大気汚染について

大気汚染とは、産業活動などの人の活動に伴って様々な有害物質が大気中に排出され、人や動物体内の細胞、組織、器官へ悪影響を与えたり、植物の成育障害・収穫量が減少したり、人の健康や生活環境、また自然のバランスに良くない影響が生じてくる状態をいいます。

その主な原因物質としては、工場、事業場等の煙突から排出されるいおう酸化物、ばいじん、自動車等から排出される窒素酸化物等があります。この他、窒素酸化物と炭化水素が共存し、太陽光の作用を受けて光化学反応を起こすことにより、二次的に生成される光化学オキシダントがあります。

大気汚染に係る環境基準

「大気の汚染に係る環境基準」とは、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定による大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準をいいます。

大気汚染に係る環境基準

（令和3年3月現在）

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の一日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の一日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の一日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	年平均値が15μg/m ³ 以下かつ1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
備考	<ol style="list-style-type: none">1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。2. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

二酸化窒素に係る環境基準

(令和3年3月現在)

二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
-------	--

※大気汚染及び二酸化窒素に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しません。

大気汚染物質の説明

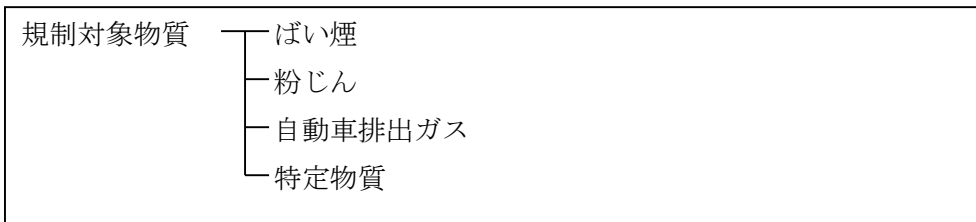
物質	発生機構	性状	有害作用
二酸化一おう	いおう分を含有する燃料・原料の過熱・燃焼によって生じます。施設としてはボイラー・加熱炉などがあります。	無色の刺激性腐食性ガスで比重は空気の2.3倍です。	目・鼻・のどをひどく刺激し呼吸困難、さらに進むと肺気腫・肺浮腫・肺炎などを起こさせます。また、植物を枯らし、金属を腐食させます。
一酸化炭素	炭化水素系の燃料などが不完全燃焼したときに発生します。都市では多くが自動車排出ガスにより発生します。	空気よりわずかに軽い無色・無臭・無刺激性の気体です。	血液中のヘモグロビンと結合し、体内の酸素供給を妨げ、中枢神経を麻痺させます。
浮遊粒子状物質	燃料の燃焼、原料の熱分解などの生産工程及び廃棄物の焼却などによって生じます。	粒径が10 μ m以下の粒子状物質をいいます。	呼吸器の疾患を起こさせます。
微小粒子状物質	物の燃焼などによって直接排出されるほか大気中での化学反応により粒子化したものがあります。	粒径が2.5 μ m以下の粒子状物質をいいます。	呼吸器の疾患のほか、循環器系への影響も考えられます。
光化学オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素が強い紫外線を受けて、光化学反応をおこし、発生します。	光化学スモッグの原因物質はオゾンやペルオキシアシルナイトレート(PAN)、アルデヒドなどがあります。	鼻やのどに刺激を与え、目まい・吐き気・発汗やぜんそくを起こさせます。

物質	発生機構	性状	有害作用
二酸化窒素	物を高温で焼却すると空気中の窒素(N ₂)がその熱により酸化されて発生します。工場や自動車など広範囲的に発生します。	赤褐色で特異な刺激臭をもっています。	目と呼吸器に刺激を与え、せき・咽頭痛を起こさせるます。光化学スモッグの原因物質です。
一酸化窒素	物を高温で焼却すると空気中の窒素(N ₂)がその熱により酸化されて発生します。工場や自動車など広範囲的に発生します。	空気よりやや重い無色・無臭の気体です。 大気中に放出された一酸化窒素は、二酸化窒素に酸化されます。	光化学スモッグの原因物質です。
全炭化水素	有機溶剤を使用する工場や石油貯蔵設備から排出されます。自動車排出ガスにも含まれています。	炭素(C)と水素(H)からなる各種の炭化水素全体をいいます。光化学反応が強い非メタン炭化水素(NMHC)と光化学反応性を無視できるメタン(CH ₄)の濃度で表されます。	非メタン炭化水素については、光化学スモッグの原因物質です。
メタン	自然界では、湿地や湖沼の有機物が腐敗・発酵して発生します。	常温、常圧で無色無臭の気体で、可燃性ガスです。	光化学スモッグの原因物質ではありませんが、地球温暖化の要因である温室効果ガスの一つです。
非メタン炭化水素	有機溶剤を使用する工場や石油貯蔵設備から排出されます。自動車排出ガスにも含まれています。	大気中に存在するメタン以外(脂肪族飽和炭化水素、不飽和炭化水素、芳香族炭化水素)の炭化水素の総称をいいます。	光化学スモッグの原因物質です。

大気汚染に係る規制基準

大気汚染防止法に定める規制対象物質は、次のとおりです。

大気汚染防止法に基づく規制対象物質

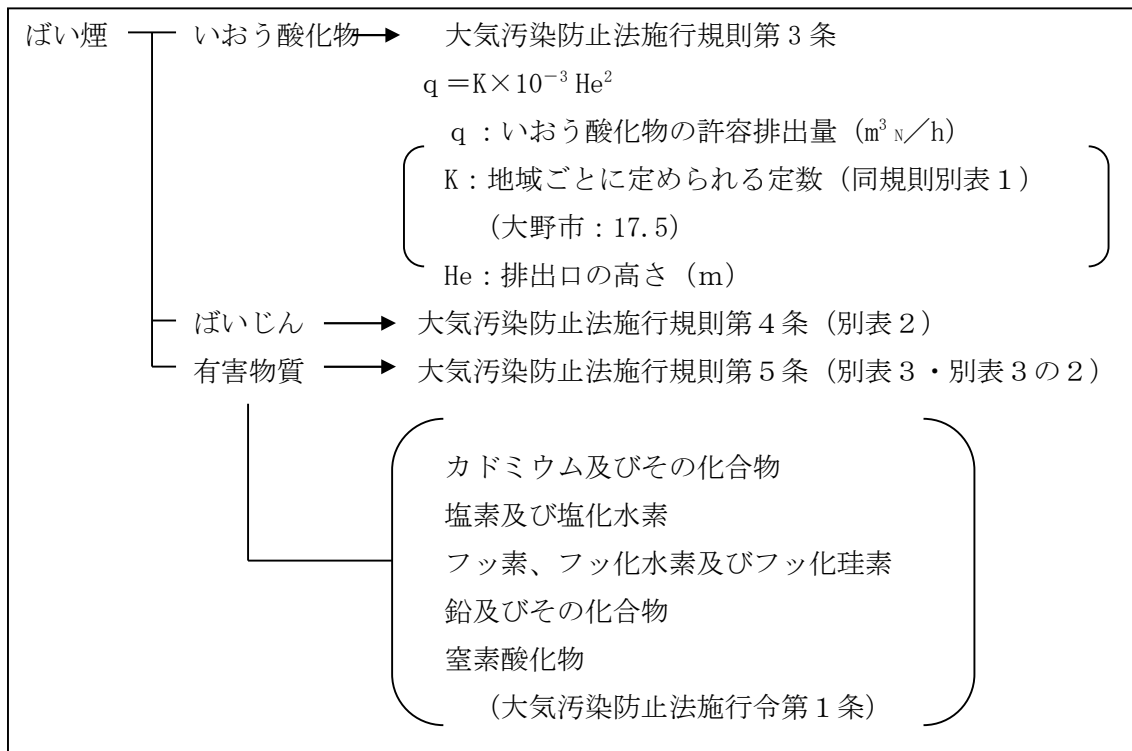


(1) ばい煙

ばい煙とは、大気汚染防止法第2条に定める次の物質をいい、それぞれに排出基準が定められ規制されています。

ばい煙排出基準

(大気汚染防止法施行規則第3条～第5条)



(2) 粉じん

粉じんについては、粉じん発生施設ごとに、構造並びに使用及び管理に関する基準を定め規制されています。(大気汚染防止法施行規則第16条 (別表6))

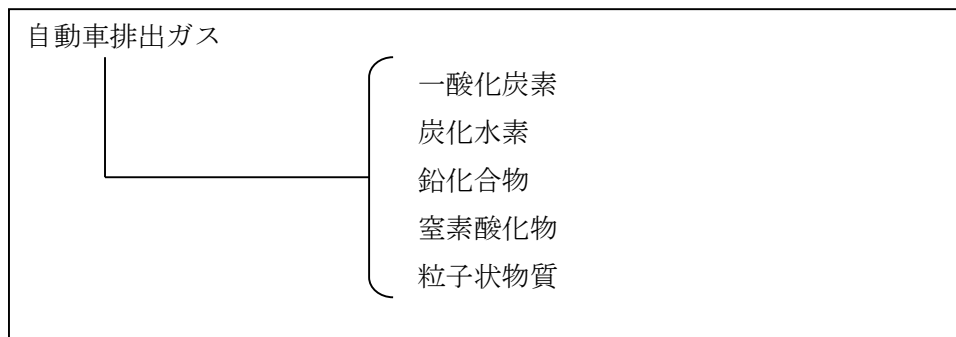
(3) 自動車排出ガス

自動車排出ガスについては、物質ごとに量の許容限度を定めています。

(昭和49年1月21日環告1)

自動車排出ガス規制物質

(大気汚染防止法施行令第4条)



(4) 特定物質

特定物質とは、化学的処理に伴い発生する物質のうち人の健康若しくは生活環境にかかる被害を生ずるものをいいます。

特定物質を発生する施設から事故が発生し、特定物質が大気中に多量に排出されたときは、直ちに応急措置を講じ、かつ、速やかに復旧しなければならないことになっています。

(大気汚染防止法第17条)

大気汚染防止法に基づく特定物質

(大気汚染防止法施行令第10条)

アンモニア	ベンゼン
フッ化水素	ピリジン
シアン化水素	フェノール
一酸化炭素	硫酸(三酸化いおうを含む。)
ホルムアルデヒド	フッ化珪素
メタノール	ホスゲン
硫化水素	二酸化セレン
燐化水素	クロルスルホン酸
塩化水素	黄燐
二酸化窒素	三塩化燐
アクロレイン	臭素
二酸化いおう	ニッケルカルボニル
塩素	五塩化燐
二硫化炭素	メルカプタン

大気汚染測定結果

物質名	年度	平均値	最高値	最低値	物質名	年度	平均値	最高値	最低値
二酸化いおう (ppm) 【基準値】 日平均値 0.04ppm 時間最高値 0.1ppm	H14	0.003	0.040		全炭化水素 (ppmC)	H14	1.96	2.59	1.74
	15	0.003	0.012			15	1.97	2.37	1.82
	16	0.003	0.021			16	1.94	2.36	1.76
	17	0.002	0.015			17	1.98	2.46	1.77
	18	0.001	0.012			18	1.95	2.30	1.80
	19	0.001	0.016			19	1.95	2.41	1.75
	20	0.000	0.007			20	1.98	2.32	1.87
	21	0.000	0.033			21	1.97	2.32	1.82
	22	0.000	0.008			22	1.95	2.39	1.75
	23	0.000	0.008			23	1.96	2.36	1.78
	24	0.000	0.008			24	1.97	2.36	1.84
	25	0.000	0.006			25	1.98	2.37	1.79
	26	0.000	0.015			26	1.96	2.26	1.77
	27	0.000	0.003			27	1.98	2.24	1.78
	28	0.000	0.008			28	1.97	2.21	1.81
	29	0.000	0.005			29	2.00	2.31	1.79
	30	0.000	0.009			30	2.01	2.31	1.80
R 元	0.000	0.011		R 元	2.03	2.46	1.85		
2	0.000	0.007		2	2.02	2.38	1.84		
浮遊粒子状物質 (mg/m ³) 【基準値】 日平均値 0.10 mg/m ³ 時間最高値 0.20 mg/m ³ 【緊急時】 時間最高値 2.0 mg/m ³	H14	0.024	0.197		非メタン 炭化水素 (ppmC)	H14	0.13	0.70	0.03
	15	0.022	0.180			15	0.13	0.48	0.04
	16	0.021	0.172			16	0.11	0.43	0.01
	17	0.021	0.136			17	0.14	0.57	0.02
	18	0.020	0.237			18	0.11	0.40	0.04
	19	0.018	0.147			19	0.11	0.50	0.03
	20	0.017	0.095			20	0.15	0.42	0.06
	21	0.015	0.366			21	0.13	0.41	0.01
	22	0.016	0.119			22	0.09	0.39	0.01
	23	0.015	0.214			23	0.08	0.35	0.02
	24	0.016	0.091			24	0.08	0.33	0.02
	25	0.015	0.117			25	0.07	0.37	0.00
	26	0.013	0.096			26	0.06	0.34	0.00
	27	0.013	0.091			27	0.06	0.26	0.00
	28	0.012	0.075			28	0.05	0.23	0.00
	29	0.011	0.070			29	0.07	0.26	0.00
	30	0.009	0.063			30	0.07	0.30	0.00
R 元	0.009	0.169		R 元	0.07	0.30	0.01		
2	0.008	0.117		2	0.06	0.30	0.00		
一酸化窒素 (ppm)	H14	0.003	0.101		メタン (ppmC)	H14	1.82	2.04	1.70
	15	0.002	0.085			15	1.84	2.05	1.71
	16	0.002	0.079			16	1.83	2.14	1.70
	17	0.003	0.271			17	1.84	2.33	1.69
	18	0.002	0.061			18	1.84	2.02	1.72
	19	0.001	0.020			19	1.84	2.10	1.70
	20	0.001	0.052			20	1.83	2.00	1.72
	21	0.002	0.065			21	1.84	2.01	1.73
	22	0.001	0.093			22	1.85	2.07	1.70
	23	0.001	0.079			23	1.88	2.08	1.74
	24	0.001	0.039			24	1.89	2.08	1.77
	25	0.001	0.030			25	1.90	2.21	1.77
	26	0.001	0.050			26	1.91	2.17	1.76
	27	0.001	0.031			27	1.92	2.15	1.77
	28	0.000	0.031			28	1.91	2.09	1.80
	29	0.001	0.048			29	1.93	2.21	1.79
	30	0.001	0.022			30	1.94	2.18	1.78
R 元	0.001	0.028		R 元	1.96	2.37	1.80		
2	0.001	0.083		2	1.96	2.25	1.82		

物質名	年度	平均値	最高値	最低値
二酸化窒素 (ppm) 【基準値】 日平均値 0.06 ppm 【緊急時】 時間最高値 0.5 ppm	H14	0.008	0.046	
	15	0.008	0.049	
	16	0.007	0.040	
	17	0.008	0.061	
	18	0.006	0.035	
	19	0.007	0.046	
	20	0.005	0.043	
	21	0.006	0.042	
	22	0.006	0.060	
	23	0.006	0.043	
	24	0.004	0.034	
	25	0.004	0.032	
	26	0.004	0.033	
	27	0.004	0.036	
	28	0.003	0.038	
	29	0.005	0.048	
	30	0.003	0.025	
	R元	0.003	0.024	
	2	0.004	0.046	
光化学 オキシダント (ppm) 【基準値】 時間最高値 0.06 ppm 【注意報発令】 時間最高値 0.12 ppm 【警報発令】 時間最高値 0.24 ppm 【重大警報発令】 時間最高値 0.4 ppm	H14	0.032	0.088	
	15	0.020	0.086	
	16	0.032	0.104	
	17	0.030	0.079	
	18	0.031	0.093	
	19	0.030	0.111	
	20	0.033	0.098	
	21	0.030	0.098	
	22	0.033	0.096	
	23	0.033	0.102	
	24	0.034	0.097	
	25	0.034	0.092	
	26	0.036	0.102	
	27	0.035	0.098	
	28	0.034	0.109	
	29	0.034	0.108	
	30	0.034	0.087	
	R元	0.034	0.121	
	2	0.032	0.096	

【測定期日】

平成12年度 6月1日 ～ 7月3日

平成13年度 ～ 常時監視

令和2年度の推進状況

取り組みを行った施策の概要とその効果

施 策	実 績
(1) 産業公害の防止	県と連携し、違法焼却炉の使用をやめるよう指導した。
(2) 生活型公害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情、通報時に速やかに対応した。 ・ 市報による啓発を行った。不適正処理の場合、現場確認し、警察や消防とともに指導を行った。

数値目標及び達成状況

< 野外焼却の目標値 >

項 目	目標値	令和2年度達成状況
違法な野外焼却に係る苦情件数	0件/年	23件/年

環境管理項目

項 目	平成30年度 実績 (又は30年度末数値)	令和元年度 実績 (又は元年度末数値)	令和2年度 実績 (又は2年度末数値)
大気汚染に係る環境基準の達成率 1年間の大気汚染測定結果について、地点及び項目ごとの測定結果が環境基準を満足した回数 の全測定回数に占める割合(年度別) ※福井県大気汚染総合情報より	二酸化いおう 100% 一酸化炭素 — 浮遊粒子状物質 100% 二酸化窒素 100% 光化学オキシダント 86.8%(317/365日) 95.0%(5,178/5,450時間)	二酸化いおう 100% 一酸化炭素 — 浮遊粒子状物質 100% 二酸化窒素 100% 光化学オキシダント 87.2%(319/366日) 95.0%(5,201/5,473時間)	二酸化いおう 100% 一酸化炭素 — 浮遊粒子状物質 100% 二酸化窒素 100% 光化学オキシダント 88.3%(302/342日) 96.1%(4,896/5,096時間)
大気汚染防止法に基づく特定施設等の設置数 大気汚染防止法に基づき、特定施設等として届出された工場又は事業場の数(年度別)	0件	8件	2件
大気汚染に関する苦情処理の件数 1年間の公害苦情処理件数の中で、大気汚染に関する処理件数(年度別)	21件	5件	23件

大気汚染の現況と対策

本市における大気汚染の現状ですが、その主な発生源である多量の重油等を使用する大規模工場が県内各市と比べて少なく、かつ、ばい煙発生施設には排出基準の遵守等の規制が課せられているため、人の健康を害する広域的な大気汚染問題の発生はありません。

平成12年度には、水落地係の交通公園敷地内に、福井県により一般環境大気測定局が開設され、大気汚染状況の常時監視が可能となりました。測定の経年変化については、数年間を通してみると各年度の測定月の違いにより変化はありますが、濃度の増加はなく良好な値で推移しています。

大気汚染防止対策については、大気汚染防止法により工場、事業場の事業活動に伴って発生する「ばい煙」や「粉じん」について規制措置がとられています。近年、中部縦貫自動車道関連の臨時的な事業所において、規制対象となる設備の設置がみられます。

ばい煙の中のいおう酸化物については、その排出基準が排出口の高さに応じて個々の施設について定められています。県では、工場に対し低いいおう化燃料の推進、排煙脱硫装置の設置等の指導により、いおう酸化物による大気汚染の防止を図っています。

光化学オキシダントについては、特に紫外線の強い春季から夏季にかけて環境基準を上回る状況が見られますが、県が定める光化学スモッグ注意報の発令には至っていません。

窒素酸化物については、本市の場合、環境基準のゾーン内0.04ppmを上回ることがないよう努めることとされており、その排出源であるボイラー等固定発生源については、小規模施設を含め、その種類、規模ごとに排出基準が定められています。

また、移動発生源である自動車等についても、排出ガス規制が段階的に強化されています。

以上のように、ばい煙及び粉じん発生施設については個々の施設に排出基準が定められており、本市の良好な大気の現状を維持していくためには、県と市が一体となり、これらの施設に対する行政指導の充実、大気汚染実態調査の継続を行っていく必要があると考えられます。

平成25年1月より中国の北京を中心にPM_{2.5}が問題となり、日本でも偏西風による影響が懸念される事態となりました。これを受け、福井県はPM_{2.5}濃度の日平均値が70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えると予想される場合の対応マニュアルを策定しました。このマニュアルに基づき、平成26年2月26日に県内全域の住民を対象に、初めて注意喚起が発令されました。

大気汚染に関する令和2年度苦情申立は23件ありました。全て野焼き等の違法焼却によるものです。残念ながら前年度に比べて苦情件数は増加していることから、今後も市民に対する啓発を繰り返し、野外焼却が違法な行為であることを周知します。

1-2 水質汚濁の防止

水質汚濁について

水質汚濁とは、公共用水域及び地下に種々の汚濁物質、有害物質が流入又は浸透し、その結果、水質が悪化することをいいます。これらの汚濁の原因は、自然界から生ずる汚濁と、工場等からの排水や、生活形態が都市化していることにより増大した排水が河川、地下等に流入し、水域自身が持っている自然浄化作用を超えることにより生ずる汚濁が考えられます。

このうち、工場排水については依然、排水基準違反が見られるため、これからも注意、啓発が必要です。また、家庭からの生活排水による汚濁負荷が増大し、水質汚濁の進行もみられるため、この抜本的対策として、公共下水道の整備や合併浄化槽の設置拡大が望まれますが、生活雑排水による汚染は家庭で気を付けることによりかなり防ぐことができるため、一人一人が心がけることが望ましいものです。

本市の主要河川は、一級河川である九頭竜川、真名川、清滝川、赤根川によって代表されています。これらの主要河川については、県が毎年度、測定計画を立てて、水質汚濁防止法に基づく公共用水域の監視測定を実施しています。また、市においても、これらの河川を含む市内11河川について水質検査を実施しています。

測定結果に基づく水質の状況は、生活環境項目及び有害物質項目についてほとんどの河川において環境基準を達成しています。しかし九頭竜川（九頭竜ダム）においてpH（水素イオン濃度指数）が基準値を超え強いアルカリ性を示し、BOD（生物化学的酸素要求量）が基準値を超えることがありました。これは、植物性プランクトンの増加が影響していると思われます。

水質汚濁に係る環境基準

公共用水域の水質の保全を図るため、昭和46年12月28日環告59により告示された水質に係る環境基準では、「人の健康の保護に関する環境基準」並びに「生活環境の保全に関する環境基準」として河川等の公共用水域についてそれぞれの基準が定められています。

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

「人の健康の保護に関する環境基準」は、全ての公共用水域に適用されます。

人の健康の保護に関する環境基準

(令和3年3月現在)

有害物質の種類	基準値
カドミウム	0.003mg/1以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/1以下
六価クロム	0.05mg/1以下
砒素	0.01mg/1以下
総水銀	0.0005mg/1以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/1以下
四塩化炭素	0.002mg/1以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/1以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/1以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/1以下
トリクロロエチレン	0.01mg/1以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/1以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/1以下
チウラム	0.006mg/1以下
シマジン	0.003mg/1以下
チオベンカルブ	0.02mg/1以下
ベンゼン	0.01mg/1以下
セレン	0.01mg/1以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/1以下
ふっ素	0.8mg/1以下
ほう素	1mg/1以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/1以下
<備考> 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により、測定結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	

人の健康の保護に関連する物質ではありますが、公共用水域等における検出状況等からみて、現時点では直ちに環境基準健康項目とせず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断されるものについては、「要監視項目」と位置づけられています。

なお、その指針値は、長期間摂取に伴う健康影響を考慮して算定された値であり、一時的にある程度この値を超えるようなことがあっても直ちに健康上の問題に結びつくものではないとされています。

要監視項目及び指針値

(令和3年3月現在)

項 目	基 準 値
ク ロ ロ ホ ル ム	0.06mg/l 以下
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06mg/l 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/l 以下
イソキサチオン	0.008mg/l 以下
ダイアジノン	0.005mg/l 以下
フェニトロチオン	0.003mg/l 以下
イソプロチオラン	0.04mg/l 以下
オキシシン銅	0.04mg/l 以下
クロロタロニル	0.05mg/l 以下
プロピザミド	0.008mg/l 以下
E P N	0.006mg/l 以下
ジクロルボス	0.008mg/l 以下
フェノブカルブ	0.03mg/l 以下
イプロベンホス	0.008mg/l 以下
クロルニトロフェン	— 注1
トルエン	0.6mg/l 以下
キシレン	0.4mg/l 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/l 以下
ニッケル	— 注2
モリブデン	0.07mg/l 以下
アンチモン	0.02mg/l 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/l 以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/l 以下
全マングア	0.2mg/l 以下
ウラ	0.002mg/l 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/l 以下 (暫定) 注3

注1 胆のうがんと因果関係が明らかになるまで指針値は設定しない。

注2 毒性についての定量的評価が定まっていないため、指針値が削除された。

注3 PFOS 及び PFOA の合計値

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

「生活環境の保全に関する環境基準」は河川、湖沼及び海域の公共用水域ごとに利水上の目的に応じた水質の類型指定方式がとられ、都道府県知事はその指定を行うことになっていきます。本市の場合、昭和47年3月31日福井県告示209によって九頭竜川、昭和53年3月31日福井県告示316によって真名川、平成14年3月29日福井県告示310によって清滝川、赤根川が指定されています。

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

（令和3年3月現在）

類型	利用目的の 適 応 性	水素イオン 濃 度 (p H)	生物化学的 酸素要求量 (B O D)	浮 遊 物 質 量 (S S)	溶 存 酸 素 量 (D O)	大腸菌群数	該当 水域
AA	水道1級 自然環境保全 等	6.5以上 8.5以下	1mg/1 以下	25 mg/1 以下	7.5mg/1 以上	50MPN/ 100ml以下	九頭竜川 (九頭竜ダム より上流)
A	水道2級 水産1級 水浴 等	6.5以上 8.5以下	2mg/1 以下	25 mg/1 以下	7.5mg/1 以上	1,000MPN/ 100ml以下	九頭竜川 (九頭竜ダム より下流) 真名川 清滝川 赤根川
B	水道3級 水産2級 等	6.5以上 8.5以下	3mg/1 以下	25 mg/1 以下	5mg/1 以上	5,000MPN/ 100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級 等	6.5以上 8.5以下	5mg/1 以下	50 mg/1 以下	5mg/1 以上		
D	工業用水2級 農業用水 等	6.0以上 8.5以下	8mg/1 以下	100mg/1 以下	2mg/1 以上		
E	工業用水3級 環境保全 等	6.0以上 8.5以下	10mg/1 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/1 以上		
備考	1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 農業用水利点については、pH6.0～7.5、DO5mg/1以上とする。						

- (注) 自然環境保全 自然探勝等の環境保全
 水道1級 ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 水産1級 ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級 サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級 コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 工業用水1級 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水3級 特殊の浄水作業を行うもの
 環境保全 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

水質汚濁に係る環境基準に係る各項目の説明

項目	発生源	有害作用
カドミウム	<ul style="list-style-type: none"> メッキ工場(カドミウムメッキ) 化学工場(顔料、触媒、塩化ビニール安定剤) 亜鉛精錬所 	腎、尿細胞の再吸収作用が阻害され、カルシウムが失われ体内カルシウムの不均衡が起こり、ついで骨軟化症を起こします。(イタイイタイ病の原因)
シアン	<ul style="list-style-type: none"> 電気メッキ工場 製鉄所、ガス工場、コークス工場、化学工場、(アクリルニトリル製造工場)など 	目、咽頭上部気道を刺激し吸入が続けば頭痛、目まい耳なり、嘔吐などが起こり、さらに呼吸困難となります。高濃度のときは脳の呼吸中枢をまひさせ、呼吸停止を起こします。
鉛	<ul style="list-style-type: none"> 化学工場(顔料、塗料) ガラス工場 鉛蓄電池製造業 活字製造業・鉛管製造業 	大量の鉛が体内に入ると急性中毒を起こし腹痛、下痢、尿閉が現れ激しい胃腸炎とその結果、起こるショックのため死亡することがあります。少量の鉛が長期にわたって体内に入ると食欲不振、便秘、頭痛、四肢のまひ、けいれん、昏睡などを起こします。
六価クロム	<ul style="list-style-type: none"> クロムメッキ工場 化学工場(顔料、触媒等) 合金製造工業 皮革工場(クロムなめし) 	大量のクロムを摂取すると、嘔吐、腹痛、尿閉、けいれん等が起こり死亡します。その他、皮膚炎、浮腫潰瘍等を起こします。
砒素	<ul style="list-style-type: none"> 化学工場(無機製品、触媒、農薬等の製造工場) 硫酸製造工場 肥料工場(アンモニア製造工場) 	大量に砒素を摂取すると1時間以内に悪心、嘔吐、下痢、脱水症状をきたし、さらに量が多いと激しい胃腸炎症状、血便、けいれん昏睡により死亡します。少量ずつ長期にわたって摂取すると手や足の知覚障害、皮膚は青銅色となり手のひらや足の裏は角化します。悪心、嘔吐、腹痛、よだれ、さらに肝臓肥大、腎炎を起こし循環障害で死亡します。
総水銀	<ul style="list-style-type: none"> 化学工場(活性アルミナ昇こう、硫化水銀、リン酸水銀等製造業) 水銀計器、乾電池、水銀灯製造業 水銀製造業 	大量に摂取すると歯ぐきが腐り、血便が出ます。(加機水銀中毒)
アルキル水銀	<ul style="list-style-type: none"> 水銀電解法苛性ソーダ製造業、アセチレン法塩化ビニールモノマー製造業 	大量に摂取すると吐き気、嘔吐、腹痛、下痢などの徴候をきたし、長期にわたって摂取すると記憶力不良、意思集中不能、頭痛、不眠、味臭の異常、神経痛、よだれなど(水俣病の原因)を起こします。
PCB (ポリ塩化ビフェニル)	<ul style="list-style-type: none"> 電気機器製造業 化学工場 印刷業 	皮膚に色素が黒く沈着し、全身の皮膚にニキビ様の吹き出物ができ、食欲不振、倦怠感、肝臓障害を起こします。

項目	発生源	有害作用
ジクロロメタン	<ul style="list-style-type: none"> セルロース、樹脂、油脂やゴム製造業 	高濃度で暴露すると嘔吐、四肢の知覚異常等を起こします。
四塩化炭素	<ul style="list-style-type: none"> フロン類の原料、溶剤、洗浄剤等 	皮膚、呼吸器を通して取り込まれ、麻酔作用、頭痛、嘔吐等の症状を起こします。
1,2 - ジクロロエタン	<ul style="list-style-type: none"> 塩化ビニルモノマー、ポリアミノ樹脂の原料等 	頭痛、目まい、嘔吐、神経系統への影響等があります。
1,1 - ジクロロエチレン	<ul style="list-style-type: none"> 塩化ビニリデン樹脂の原料 	頭痛、視覚障害疲労、知覚神経障害があります。
シス - 1,2 - ジクロロエチレン	<ul style="list-style-type: none"> 染料抽出剤、合成中間体等 	麻酔作用、肝障害等の影響があります。
1,1,1 - トリクロロエタン	<ul style="list-style-type: none"> 金属の洗浄剤 ドライクリーニング業 	麻酔性、粘膜刺激性があります。
1,1,2 - トリクロロエタン	<ul style="list-style-type: none"> 塩化ビニリデン原料、粘着剤、ラッカー、テフロンチューブ製造業 	中枢神経障害、肝障害等の影響があります。
トリクロロエチレン	<ul style="list-style-type: none"> 金属の洗浄剤 接着剤の塗料の溶剤 	目、鼻、のどを刺激します。蒸気を吸引すると、頭痛、目まい、吐き気及び貧血、肝臓障害を起こします。発ガン性の疑いがあります。
テトラクロロエチレン	<ul style="list-style-type: none"> ドライクリーニング業 金属の洗浄剤 繊維の精錬加工業 	高濃度の場合、目、鼻、のどを刺激します。蒸気を吸引すると、麻酔作用があり、頭痛、目まい、意識喪失を起こします。発ガン性の疑いがあります。
1,3 - ジクロロプロペン	<ul style="list-style-type: none"> 農薬(土壌くん蒸剤、殺線虫剤) 	皮膚や眼球が刺激されます。
チウラム	<ul style="list-style-type: none"> ゴルフ場(いおう殺菌剤) 	咽頭痛、咳、痰皮膚発疹、腎障害などの影響があります。
シマジン(CAT)	<ul style="list-style-type: none"> ゴルフ場(芝以外の除草剤) 	コイ、ミジンコを試験動物として、L ₅₀ 値を測定した魚毒性A類に分類されます。
チオベンカルブ	<ul style="list-style-type: none"> 農薬(チオールカーバメート系除草剤) 	魚毒性B類に分類されます。
ベンゼン	<ul style="list-style-type: none"> 染料、溶剤、合成ゴム等 	頭痛、目まい、意識喪失等の症状があります。
セレン	<ul style="list-style-type: none"> ガラス、窯業、半導体材料、光電池、コピー感光体等 	蒸気の状態では強毒性隔膜壊死、熱症等があります。
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<ul style="list-style-type: none"> 電気メッキ、希土類精鉱 化学肥料 	高濃度の場合、特に乳幼児がメトヘモグロビン血症を発症します。
ふっ素	<ul style="list-style-type: none"> 金属研磨・ステンレス洗浄 鉄鋼業 	高濃度の場合、斑状歯やふっ素沈着症が生じます。
ほう素	<ul style="list-style-type: none"> 電気メッキ ガラス・医薬品 	高濃度の場合、嘔吐や腹痛、下痢及び吐き気が生じます。

項目	発生源	有害作用
1,4 - ジオキサ ン	• 溶剤・安定剤・洗浄溶剤等	肝臓・腎臓への影響、白血球の減少や赤血球の増加、発ガン性があります。

項目	説明
pH (水素イオン濃度)	水が酸性であるか、アルカリ性であるかを示す尺度です。pH 7 が中性、それ以下で酸性、それ以上でアルカリ性です。水道水としては pH6.5~8.5 までの範囲が望ましいとされています。
BOD (生物化学的酸素要求量)	水中の有機物を好気性微生物が分解するときに消費する酸素の量です。これが多いほど河川が汚れているといえます。3 mg/ℓ以下が望ましいとされています。
COD (化学的酸素要求量)	酸化剤により水中の有機物及び無機性被酸化物を酸化分解するのに要する酸素の量です。5 mg/ℓ以下が望ましいとされています。
SS (浮遊物質)	粒径 2 mm 以下の水に溶けない懸濁性物質の量をいいます。浮遊物質は魚類のえら呼吸を妨げ、また光の透過量を少なくします。25 mg/ℓ以下が望ましいとされています。
DO (溶存酸素量)	水中に溶けている酸素の量です。魚類の生存には 6 mg/ℓ以上、水稲で 5 mg/ℓ以上要求され、臭気限界は 2 mg/ℓといわれています。
大腸菌群数	大腸菌群はそれらが水中に存在する否かによって、その水が人畜の糞便により汚染されているかどうかを示します。水浴には 1,000MPN/100ml以下が快適とされています。

水質汚濁に係る排水基準

特定事業場から公共用水域に排出される水については、排水基準を定める総理府令により全国一律に適用される排水基準が設定されています。この一律排水基準には、カドミウム、シアンなどの有害物質を対象とした健康項目と、pH、BODなどの生活環境項目があります。

(1) 健康項目に係る一律排水基準

健康項目に係る排水基準については、排出量の多少を問わず全特定事業場に適用されます。

健康項目に関する一律基準

(令和3年3月現在)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/l
シアン化合物	1 mg/l
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1 mg/l
鉛及びその化合物	0.1 mg/l
六価クロム化合物	0.5 mg/l
砒素及びその化合物	0.1 mg/l
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	0.005 mg/l
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003 mg/l
トリクロロエチレン	0.1 mg/l
テトラクロロエチレン	0.1 mg/l
ジクロロメタン	0.2 mg/l
四塩化炭素	0.02 mg/l
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/l
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/l
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/l
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/l
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l
チウラム	0.06 mg/l
シマジン	0.03 mg/l
チオベンカルブ	0.2 mg/l
ベンゼン	0.1 mg/l
セレン及びその化合物	0.1 mg/l
ほう素及びその化合物	10 mg/l (海域以外)
ふっ素及びその化合物	8 mg/l (海域以外)

アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/l
1,4-ジオキサン	0.5 mg/l
<p><備考></p> <p>1 「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p>	

（２）生活環境項目に係る一律排水基準

生活環境項目に係る排水基準については、排水量が50 m³/日以上の特定期間のみ適用されます。

生活環境項目に関する一律基準

（令和3年3月現在）

項 目	許 容 限 度
水素イオン濃度(pH)	5.8以上8.6以下（海域以外）
生物化学的酸素要求量(BOD)	160 mg/l（日間平均120 mg/l）
化学的酸素要求量(COD)	160 mg/l（日間平均120 mg/l）
浮遊物質	200 mg/l（日間平均150 mg/l）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg/l
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂含有量)	30 mg/l
フェノール類含有量	5 mg/l
銅含有量	3 mg/l
亜鉛含有量	2 mg/l
溶解性鉄含有量	10 mg/l
溶解性マンガン含有量	10 mg/l
クロム含有量	2 mg/l
大腸菌群数	日間平均3,000 個/c m ³
窒素含有量	120 mg/l（日間平均60 mg/l）
燐含有量	16 mg/l（日間平均8 mg/l）

〈備考〉

- 1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50 m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、いおう鉱業（いおうと共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 9,000 mg/l を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 7 磷（りん）含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

(3) 都道府県条例による上乗せ基準

一律排水基準では、水質汚濁防止が十分でない認められる水域に排出される特定事業場の排水については、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき、都道府県の条例により厳しい排水基準（上乗せ排水基準）が設定されます。本市については県の条例である「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」（昭和47年6月30日条例32、以下「排水基準条例」という。）により九頭竜川水域に設定されています。

九頭竜川水域に係る上乗せ排水基準（排水基準条例）

項目	区分	業種	水質汚濁防止法に基づく一律基準	上乗せ排水基準					
				単位：mg/l ・ ()：日間平均					
				九頭竜川水域		新設		既設	
				排水量3,000m ³ （下水道終末処理施設を設置する特定事業場にあつては50,000m ³ ）					
		未満	以上	未満	以上				
B O D ・ C O D	1	食料品製造業	160 (120)	80 (60)	70 (50)	120 (100)	100 (85)		
	2	繊維工業・染色整理業		60 (50)	50 (40)	100 (80)	85 (70)		
	3	紙・パルプ・紙加工品製造業		120 (100)	100 (85)	150 (110)	130 (100)		
		その他		70 (55)	60 (45)	120 (100)	100 (85)		
	4	化学工業		80 (60)	70 (50)	150 (120)	130 (100)		
		その他		50 (40)	45 (35)	80 (60)	70 (50)		
	5	旅館業		80(60)		—			
	6	し尿処理施設		—(30)		—(30)			
7	下水道終末処理施設	—(20)		— (60)	— (40)				
8	その他	60 (50)	50 (40)	120 (90)	100 (75)				
SS	1	食品製造業・染色整理業	200 (150)	120(100)		150(120)			
	2	紙・パルプ・紙加工品製造業		120(100)		160(120)			
		その他		120(100)		150(120)			
	3	旅館業		120(100)		—			
	4	非金属鉱業及び鉱物・土石粉碎等処理業		150(120)		—			
	5	し尿処理施設		—(70)		—(70)			
	6	下水道終末処理施設		—(70)		—(120)			
7	その他	90(70)		120(100)					

〈備考〉

- 1 「特定事業場」とは、昭和 53 年 3 月 31 日現在において水質汚濁防止法施行令別表第一に掲げられている特定施設（以下「特定施設」という。）を設置する工場又は事業場をいう。
- 2 「新設」とは、昭和 53 年 8 月 1 日以後において特定施設を設置（下水道終末処理施設にあつては増設を含む。以下この項において同じ。）する工場又は事業場（同日において特定施設の設置の工事を行っているものを除く。）をいう。
- 3 「排水量」とは、一日あたりの平均的な排水の量をいう。
- 4 この表の数値は、排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）第 2 条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものである。
- 5 「日間平均」による許容限度は、一日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 6 この表に掲げる上乗せ排水基準は、排水量が 50 m³以上である特定事業場に係る排水について適用する。
- 7 この表の上欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる特定事業場の種類に属する特定事業場が同時に他の特定事業場の種類に属する場合において、同表によりその特定事業場の種類につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該特定事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち、最小の許容限度のものを適用する。

水道により供給される水の水質基準

水質基準に関する省令では、水道により供給される水の水質基準を定めています。

当市では、地下水が飲料水として利用されているので、この水質基準に適合することが求められます。

水道水の水質基準

(令和2年4月現在)

項目	基準値
一般細菌	1ml の検水で形成される集落数が 100 以下であること
大腸菌	検出されないこと
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して 0.003 mg/1 以下
水銀及びその化合物	水銀の量に関して 0.0005 mg/1 以下
セレン及びその化合物	セレンの量に関して 0.01 mg/1 以下
鉛及びその化合物	鉛の量に関して 0.01 mg/1 以下
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して 0.01 mg/1 以下
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して 0.02 mg/1 以下
亜硝酸性窒素	0.04mg/1 以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して 0.01 mg/1 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/1 以下
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して 0.8 mg/1 以下
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して 1.0 mg/1 以下
四塩化炭素	0.002 mg/1 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/1 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/1 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/1 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/1 以下
ベンゼン	0.01 mg/1 以下
塩素酸	0.6 mg/1 以下
クロロ酢酸	0.02 mg/1 以下
クロロホルム	0.06 mg/1 以下
ジクロロ酢酸	0.03 mg/1 以下

項目	基準値
ジブromクロロメタン	0.1 mg/1 以下
臭素酸	0.01 mg/1 以下
総トリハロメタン	0.1 mg/1 以下
トリクロロ酢酸	0.03 mg/1 以下
ブromジクロロメタン	0.03 mg/1 以下
ブromホルム	0.09 mg/1 以下
ホルムアルデヒド	0.08 mg/1 以下
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して 1.0 mg/1 以下
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して 0.2 mg/1 以下
鉄及びその化合物	鉄の量に関して 0.3 mg/1 以下
銅及びその化合物	銅の量に関して 1.0 mg/1 以下
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して 200 mg/1 以下
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して 0.05 mg/1 以下
塩化物イオン	200 mg/1 以下
カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300 mg/1 以下
蒸発残留物	500 mg/1 以下
陰イオン界面活性剤	0.2 mg/1 以下
ジェオスミン	0.00001 mg/1 以下
2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/1 以下
非イオン界面活性剤	0.02 mg/1 以下
フェノール類	フェノールの量に換算して 0.005 mg/1 以下
有機物 (全有機炭素の量)	3 mg/1 以下
pH 値	5.8 以上 8.6 以下
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度	5 度以下
濁度	2 度以下

令和2年度の推進状況

取り組みを行った施策の概要とその効果

施 策	実 績
(1) 産業公害の防止	<ul style="list-style-type: none">・ 市内工場・事業所からの工場排水について4か所で水質検査を実施した。1か所で基準値を超える結果となったため、基準値を遵守するよう依頼した。
(2) 生活型公害の防止	<ul style="list-style-type: none">・ 合併処理浄化槽の設置に対して5基の補助を行った。また、単独浄化槽から5人槽が2基、6～7人槽が3基の転換を実施した。・ 保守点検業者との契約時に、第7条水質検査の申込みを確認し、使用開始から3か月後の水質検査結果の提出を求めている。また、適正な維持管理を行っていただくために、冊子の配布や広報により啓発した。・ 公共下水道事業は、全体計画面積917.5haのうち約76%に当たる697.1haの整備を終えた。・ 農業集落排水処理施設の維持管理は、15処理施設の維持管理業務の一括した業務委託により、効率的に運転・維持管理することができた。

環境管理項目

項 目	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績
	(又は30年度末数値)	(又は30年度末数値)	(又は2年度末数値)
水質汚濁に係る環境基準の達成率(河川) 1年間の水質汚濁測定結果について、地点及び項目ごとの測定結果が環境基準を満足した回数全測定回数に占める割合(年度別)	生活環境 有害物質 九頭竜川 97% 100% (4項目)(26項目) 真名川 100% 100% (4項目)(21項目) 清滝川 100% 100% (4項目)(21項目) 赤根川 96% 100% (4項目)(27項目)	生活環境 有害物質 九頭竜川 89% 100% (4項目)(26項目) 真名川 100% 100% (4項目)(21項目) 清滝川 100% 100% (4項目)(21項目) 赤根川 100% 100% (4項目)(27項目)	生活環境 有害物質 九頭竜川 89% 100% (4項目)(26項目) 真名川 100% 100% (4項目)(21項目) 清滝川 100% 100% (4項目)(21項目) 赤根川 100% 100% (4項目)(27項目)
水質汚濁防止法に基づく特定施設等の設置数 水質汚濁防止法に基づき、特定施設等として届出された工場又は事業場の数(年度別)	0件	1件	11件
水質汚濁に関する苦情処理の件数 1年間の公害苦情処理件数の中で、水質汚濁に関する処理件数(年度別)	6件	5件	2件
公共下水道加入人口 公共下水道に接続し、使用している人口(累計)	5,838人	6,294人	6,741人
農業集落排水事業加入人口 農業集落排水に接続し、使用している人口(累計)	6,210人	6,074人	5,879人
合併浄化槽設置人口 合併浄化槽を設置し、使用している人口(累計)	6,423人	5,988人	5,799人

水質汚濁の現況と対策

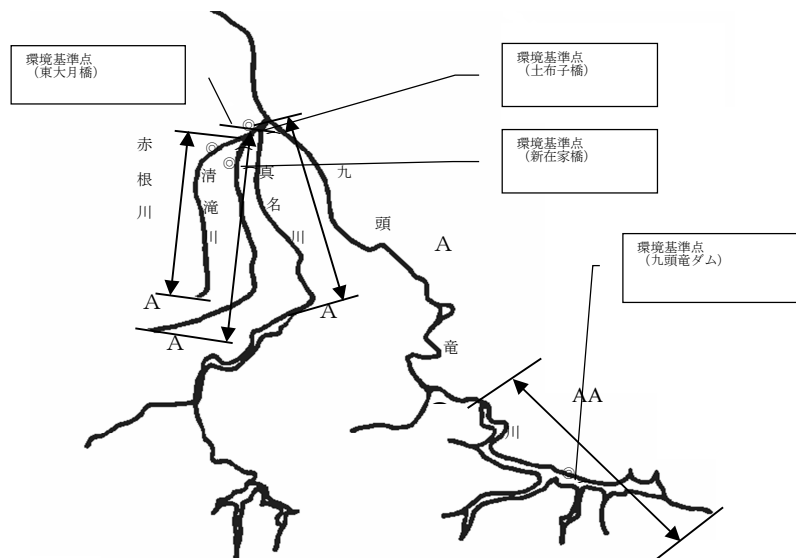
(1) 河川の水質

河川等の公共用水域において現状を把握し、環境基準との適合状況を判定し、今後の水質保全対策に資するため、本市においては県の定めた環境基準点4地点、市の自主測定等により河川の水質測定を定期的実施しています。

河川の水質は、環境基準の類型指定がなされている九頭竜川、真名川、清滝川及び赤根川のほか、新堀川など水質検査を行っています。なお、大野市環境基本計画で定めている目標値を全ての河川において達成することができました。

また、水質汚濁に関する令和2年度苦情申立は2件でした。

油漏れがあった場合は、事業所等からの流出については厳重に指導の他、流出を事前に防止するための啓発が必要です。



【環境基準の水域類型の指定】

九頭竜川（九頭竜ダムより下流）、真名川、清滝川、赤根川

A 類型 基準値＝pH 6.5 以上 8.5 以下、BOD 2 mg/1 以下、DO 7.5 mg/1 以上
SS 25 mg/1 以下、大腸菌群数 1,000MPN/100ml 以下

九頭竜川（九頭竜ダムより上流）

AA 類型 基準値＝pH 6.5 以上 8.5 以下、BOD 1 mg/1 以下、DO 7.5 mg/1 以上
SS 25 mg/1 以下、大腸菌群数 50MPN/100ml 以下

[指 定]

九頭竜川 （昭和 47 年 3 月 31 日福井県告示 209）

真 名 川 （昭和 53 年 3 月 31 日福井県告示 316）

清 滝 川 （平成 14 年 3 月 29 日福井県告示 310）

赤 根 川 （平成 14 年 3 月 29 日福井県告示 310）

[一部改正]

真 名 川 （平成 14 年 3 月 29 日福井県告示 311） 格上げ、指定範囲の変更

福井県では、水質汚濁防止法に基づき、県下における公共用水域の水質汚濁の状況把握を目的として、公共用水域の水質検査を実施しています。

本市においては、県が定めた環境基準点 4 地点（上図参照）で行われています。

水質の測定結果については、以下のとおりです。

九頭竜川水域の県が定めた環境基準点の測定結果（令和2年度）

河川名	測定地点名	類型	pH			DO				BOD					SS			
			最小	最大	m/n	最小	最大	m/n	平均	最小	最大	m/n	平均	75%値	最小	最大	m/n	平均
九頭竜川	九頭竜ダム	AA	7.5	8.7	2/9	8.8	11.0	0/9	9.9	0.6	4.7	1/9	1.2	1.0	1	12	0/9	2.9
真名川	土布子橋	A	7.0	7.5	0/6	9.8	11.0	0/6	10.5	<0.5	1.0	0/6	0.75	1.0	1	5	0/6	2.8
清滝川	新在家橋	A	7.1	7.5	0/6	8.5	12.0	0/6	10.2	<0.5	1.5	0/6	0.8	0.9	1	4	0/6	2.0
赤根川	東大月橋	A	7.0	7.2	0/6	9.5	11.0	0/6	10.2	0.5	1.1	0/6	0.7	0.9	1	3	0/6	1.8

（備考） m：環境基準値を超える検体数 n：総検体数

- ① 平均値の計算に当たっては、有効数字を2桁までとし、その下の桁を四捨五入する。その場合、検出下限値の桁を下回る桁が残る場合は、四捨五入して検出下限値の桁までとする。
- ② 検出下限値未満の数値については、検出下限値の数値として取扱い、平均値を算出する。

数値目標及び達成状況

<河川水質の目標値>

◆九頭竜川の水質目標値

大野市は、嶺北地方の大半を流域に持つ九頭竜川の上流に位置する都市としての責務を果たし、下流域に美しくおいしい水を供給していく必要があります。そのため、県では九頭竜川を環境基準の水域類型をA類型に指定していますが、環境基本計画では水質汚濁に係る環境基準AA類型を維持することを目標としています。

◆真名川の水質目標値

真名川では、県が環境基準の水域類型をA類型として指定しています。ヤマメやイワナ、サワガニなどきれいな河川で見かける生物が生息することができるように、環境基本計画では水質汚濁に係る環境基準AA類型を維持することを目標としています。

◆清滝川と赤根川の水質目標値

大野市街地の近くを流れる清滝川と赤根川では、平成14年3月に環境基準の水域類型がA類型として県に指定されました。従来このA類型を目標としていましたが、環境基本計画では目標値を見直し、AA類型を維持することを目標としています。

◆大納川、石徹白川の水質目標値

平成 17 年に和泉村を編入合併したことから、後期進行管理実行計画策定時に、大納川と石徹白川を追加しました。第二期大野市環境基本計画でも、引き続き目標値として水質汚濁に係る環境基準 A 類型を維持することを目標としています。

◆木瓜川、善導寺川、新堀川の水質目標値

大野市街地内を流れる木瓜川、善導寺川、新堀川においても、近年水質の改善傾向が認められ、水質汚濁に係る環境基準 B 類型をほぼ達成していることから、目標値を見直し、A 類型を維持することを目標としています。

◆市内の小川、用水路（縁橋川、中野用水）の水質目標値

市内を流れる小川や用水路では、おいしい作物にふさわしい用水としての水質を満足するように、従来、水質汚濁に係る環境基準 C 類型を目標としていましたが、目標値を見直し、水質汚濁に係る環境基準 B 類型を維持することを目標としています。

また、これらの河川等を含む全ての公共用水域では、「人の健康の保護に関する環境基準」の達成を目指します。

市内各河川の水質検査結果

単位：mg/l (BOD, SS, DO)

河川	採水地点	検査項目	目標値	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
				秋	冬	冬	秋	秋	秋	秋	秋	秋	秋
九頭竜川	阪谷新橋	pH	6.5~8.5	7.3	7.4	7.6	7.6	7.4	7.9	7.6	7.9	7.7	8.3
		BOD	<1	<0.5	<0.5	<0.5	1.0	0.8	<0.5	0.8	0.7	0.6	
		SS	<25	<1.0	1.0	1.0	2.0	2.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0
		DO	>7.5	12.0	13.3	13.0	11.0	10.0	11.0	12.0	10.0	12.0	11.0
真名川	富田大橋	pH	6.5~8.5	7.4	7.5	7.7	8.1	7.6	7.9	7.7	7.6	7.8	8.3
		BOD	<1	<0.5	<0.5	<0.5	0.8	0.6	<0.5	0.7	0.6	0.7	
		SS	<25	1.0	1.0	1.0	<1.0	<1.0	<1.0	2.0	1.0	<1.0	<1.0
		DO	>7.5	11.0	13.0	12.8	11.0	11.0	11.0	11.0	12.0	13.0	10.0
清滝川	新在家橋	pH	6.5~8.5	7.1	7.3	7.2	7.2	7.2	7.5	7.1	7.7	7.7	7.3
		BOD	<1	0.6	1.0	0.8	<0.5	0.8	0.7	1.0	0.7	<0.5	<0.5
		SS	<25	<1.0	6.0	3.0	1.0	4.0	4.0	2.0	1.0	1.0	1.0
		DO	>7.5	11.0	12.1	12.7	11.0	10.0	9.7	10.0	11.0	11.0	11.0
赤根川	亀山橋	pH	6.5~8.5	7.0	7.2	7.2	7.2	6.9	7.2	6.8	7.2	7.4	7.5
		BOD	<1	0.6	0.7	0.8	<0.5	1.0	0.7	1.0	1.0	0.8	0.7
		SS	<25	<1.0	1.0	<1.0	1.0	1.0	2.0	7.0	1.0	3.0	<1.0
		DO	>7.5	11.0	12.3	12.1	10.0	10.0	11.0	10.0	10.0	11.0	10.0
木瓜川	大野モータース(上流)	pH	6.5~8.5	7.4	7.5	7.3	7.1	7.2	7.5	7.0	7.5	7.6	7.8
		BOD	<2	1.3	1.3	2.8	<0.5	1.6	1.8	0.9	1.4	1.0	1.3
		SS	<25	1.0	3.0	4.0	1.0	1.0	2.0	1.0	1.0	5.0	<1.0
		DO	>7.5	12.0	13.7	12.1	11.0	10.0	10.0	10.0	11.0	11.0	10.0
	三角公園(中流)	pH	6.5~8.5	7.4	7.5	7.5	7.7	7.7	8.1	7.5	7.7	7.6	7.9
		BOD	<2	1.3	1.4	2.2	<0.5	1.6	1.8	1.1	1.7	0.9	1.1
		SS	<25	1.0	3.0	5.0	1.0	1.0	<1.0	1.0	1.0	5.0	<1.0
		DO	>7.5	12.0	13.9	12.9	11.0	10.0	11.0	11.0	11	11.0	11.0
	松浦印刷横(下流)	pH	6.5~8.5	6.9	7.2	7.6	7.8	7.3	7.6	7.5	7.6	7.6	7.8
		BOD	<2	1.2	1.2	1.3	<0.5	1.1	1.4	0.9	1.2	0.6	0.9
		SS	<25	1.0	3.0	2.0	<1.0	1.0	<1.0	1.0	2	5.0	<1.0
		DO	>7.5	11.0	12.9	11.9	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0

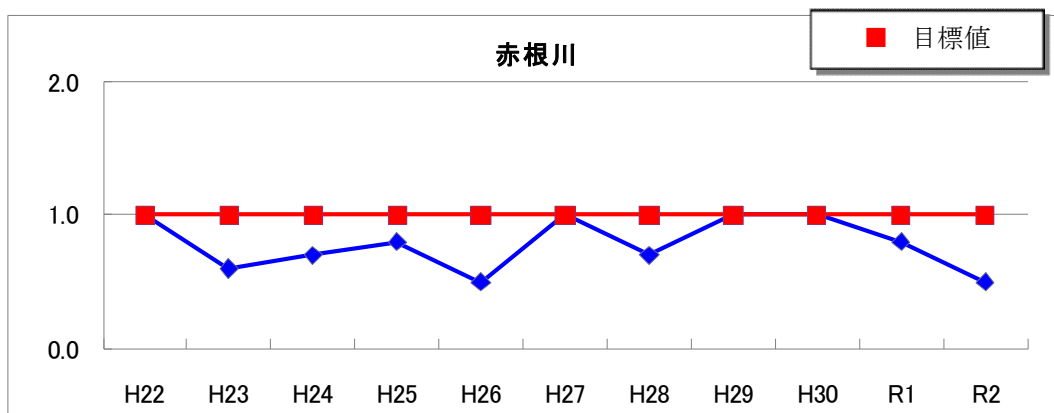
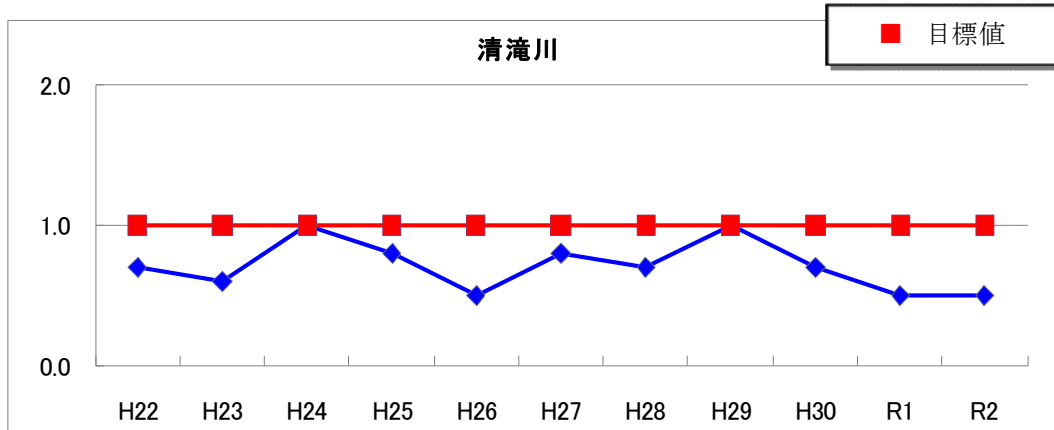
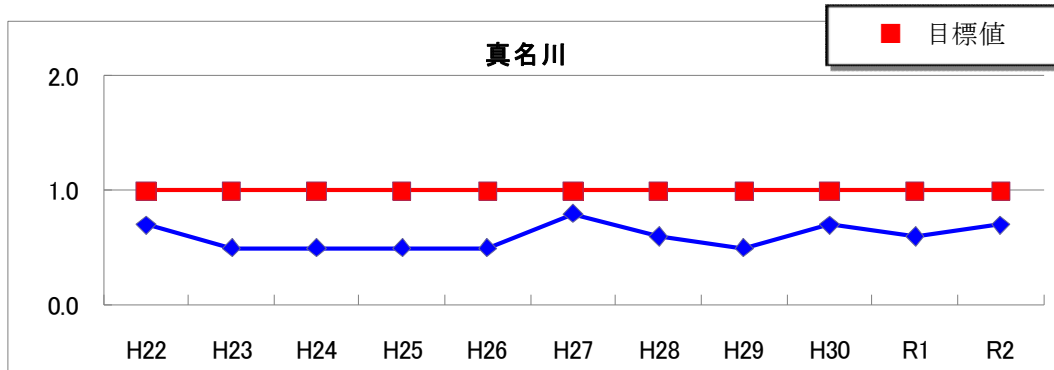
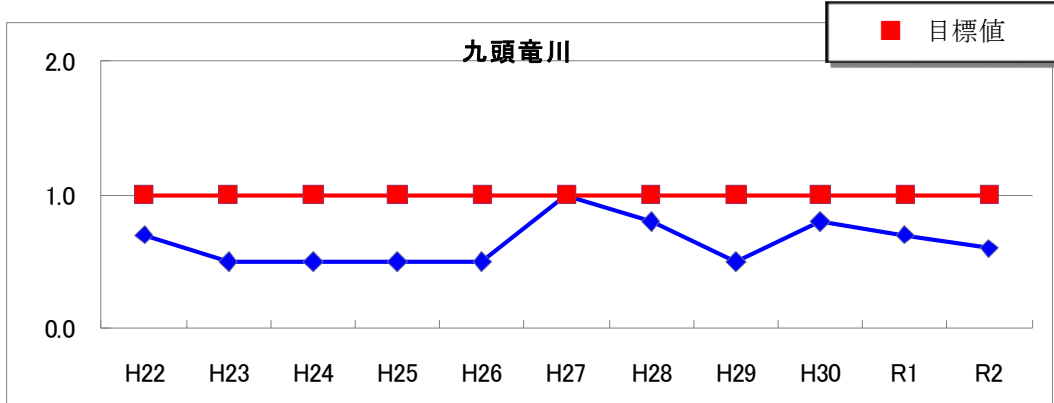
市内各河川の水質検査結果

単位：mg/l (BOD, SS, DO)

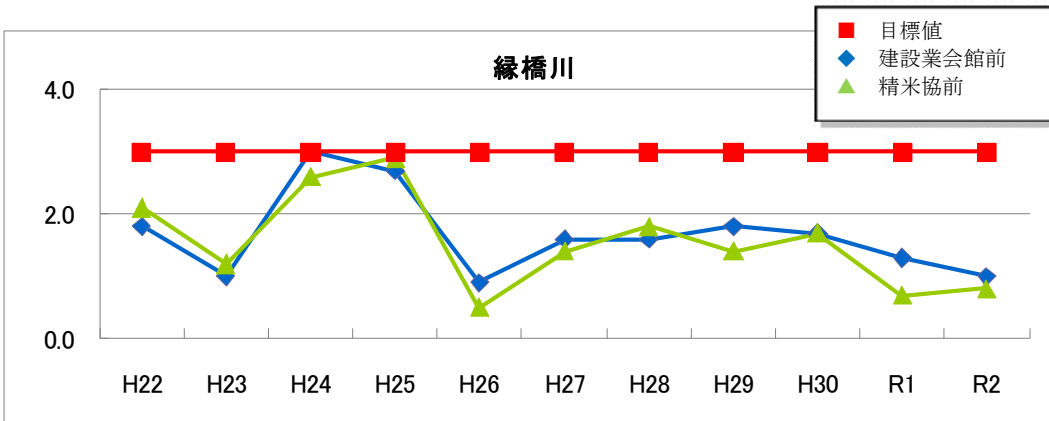
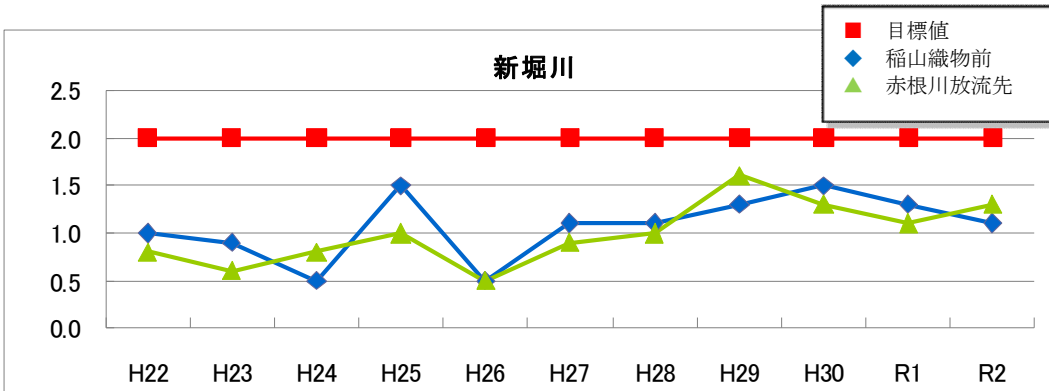
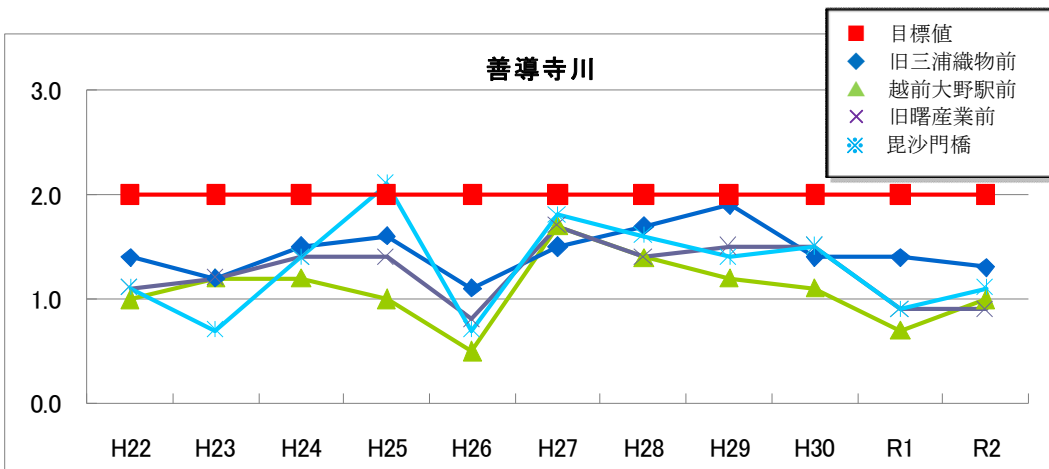
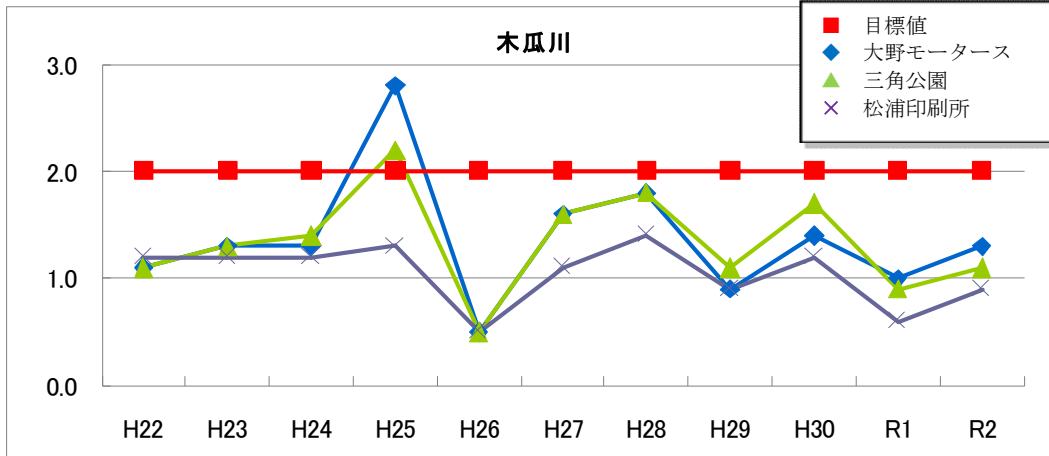
河川	採水地点	検査項目	目標値	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	
				秋	冬	冬	秋	秋	秋	秋	秋	秋	秋	
善導寺川	旧三浦織物横(上流)	pH	6.5~8.5	7.5	7.5	7.6	7.2	7.5	7.6	7.3	7.6	7.5	7.8	
		BOD	<2	1.2	1.5	1.6	1.1	1.5	1.7	1.9	1.4	1.4	1.3	
		SS	<25	1.0	3.0	2.0	1.0	3.0	1.0	2.0	2.0	2.0	1.0	1.0
		DO	>7.5	13.0	13.2	12.7	9.7	10.0	10.0	11.0	11.0	10.0	10.0	
	越前大野駅前	pH	6.5~8.5	7.4	7.6	7.6	7.5	7.6	7.7	7.4	7.7	7.6	7.8	
		BOD	<2	1.2	1.2	1.0	<0.5	1.7	1.4	1.2	1.1	0.7	1.0	
		SS	<25	2.0	3.0	2.0	2.0	6.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0	
		DO	>7.5	12.0	13.3	12.4	10.0	10.0	10.0	11.0	11.0	11.0	10.0	
	旧曙産業前	pH	6.5~8.5	7.5	7.5	7.7	7.5	7.4	7.7	7.4	7.6	7.6	7.8	
		BOD	<2	1.2	1.4	1.4	0.8	1.7	1.4	1.5	1.5	0.9	0.9	
		SS	<25	1.0	3.0	2.0	2.0	5.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	
		DO	>7.5	12.0	13.2	12.9	10.0	10.0	10.0	10.0	11.0	11.0	8.7	
毘沙門橋(下流)	pH	6.5~8.5	7.3	7.5	7.7	6.9	7.4	7.6	6.9	7.7	7.6	7.8		
	BOD	<2	0.7	1.4	2.1	0.7	1.8	1.6	1.4	1.5	0.9	1.1		
	SS	<25	2.0	4.0	4.0	2.0	4.0	2.0	1.0	2.0	2.0	1.0		
	DO	>7.5	13.0	13.6	13.8	9.3	10.0	10.0	11.0	11.0	11.0	10.0		
新堀川	稲山織物前(上流)	pH	6.5~8.5	7.4	7.5	7.5	7.0	6.6	6.9	6.7	7.0	7.0	7.8	
		BOD	<2	0.9	0.5	1.0	<0.5	1.1	1.1	1.3	1.5	1.3	1.1	
		SS	<25	1.0	2.0	2.0	1.0	1.0	7.0	8.0	1.0	2.0	1.0	
		DO	>7.5	12.0	13.4	12.8	10.0	8.8	9.8	8.7	9.8	10.0	9.9	
	赤根川排水先(下流)	pH	6.5~8.5	6.8	7.1	6.9	7.7	7.4	7.8	7.3	7.6	7.8	7.7	
		BOD	<2	0.6	0.8	1.5	<0.5	0.9	1.0	1.6	1.3	1.1	1.3	
		SS	<25	1.0	1.0	1.0	1.0	2.0	2.0	5.0	2.0	2.0	2.0	
		DO	>7.5	10.0	11.8	10.3	10.0	11.0	11.0	10.0	11.0	11.0	9.6	
縁橋川	建設会館(上流)	pH	6.5~8.5	7.3	7.5	7.4	7.5	7.2	7.6	7.4	7.6	7.6	7.7	
		BOD	<3	1.0	3.0	2.9	0.9	1.6	1.6	1.8	1.7	1.3	1.0	
		SS	<25	1.0	4.0	4.0	<1.0	2.0	2.0	3.0	2.0	2.0	1.0	
		DO	>5	11.0	13.4	12.2	11.0	10.0	11.0	11.0	11.0	10.0	9.7	
	精米事業協前(下流)	pH	6.5~8.5	7.3	7.4	7.4	7.5	7.2	7.6	7.5	7.5	7.6	7.2	
		BOD	<3	1.2	2.6	2.7	<0.5	1.4	1.8	1.4	1.7	0.7	0.8	
中野用水	清水工務店前	SS	<25	2.0	3.0	3.0	<1.0	4.0	2.0	3.0	2.0	4.0	2.0	
		DO	>5	11.0	12.0	10.9	9.6	9.9	10.0	10.0	10.0	10.0	8.6	
		pH	6.5~8.5	7.3	7.3	7.3	7.3	7.0	7.5	7.2	7.3	7.3	7.5	
		BOD	<3	1.6	2.4	2.8	2.1	2.0	1.8	1.9	2.7	2.2	1.7	
石徹白川	朝日橋	pH	6.5~8.5	7.3	7.5	7.6	7.3	7.4	7.6	7.3	8.0	7.6	7.8	
		BOD	<1	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	0.6	<0.5	0.8	0.6	<0.5	
		SS	<25	<1.0	<1.0	1.0	1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	<1.0	
		DO	>7.5	12.0	12.6	12.2	11.0	11.0	11.0	12.0	11.0	12.0	10.0	

河川	採水地点	検査項目	目標値	H28年		H29年		H30年		R元年		R2年	
				秋	冬	秋	冬	秋	冬	秋	冬	秋	冬
大納川	藤倉谷・黒谷合流点より上流	pH	6.5~8.5	7.5	7.6	7.7	7.6	7.9	7.6	7.9	7.7	7.9	7.6
		BOD	<1	0.7	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	<0.5
		SS	<25	<1.0	2	<1.0	<1.0	1.0	1.0	2.0	<1.0	2.0	3.0
		DO	>7.5	9.2	11.8	9.5	11.6	9.4	11.4	9.3	11.6	8.9	11.4
	とどろき谷・大納川合流点より上流	pH	6.5~8.5	7.7	7.7	7.8	7.6	7.9	7.7	7.8	7.7	7.9	7.7
		BOD	<1	0.8	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.7
		SS	<25	<1.0	<1.0	1.0	1.0	2.0	2.0	2.0	<1.0	1.0	1.0
		DO	>7.5	8.9	11.4	9.0	11.3	9.3	11.1	9.3	11.3	8.8	11.1
	和佐谷・大納川合流点より下流	pH	6.5~8.5	7.7	7.6	7.8	7.5	7.8	7.6	7.8	7.6	7.8	7.6
		BOD	<1	0.7	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5
		SS	<25	<1.0	<1.0	<1.0	1.0	<1.0	3.0	2.0	<1.0	<1.0	1.0
		DO	>7.5	9.0	12.0	9.2	11.5	9.3	11.8	9.4	11.9	9.1	11.7

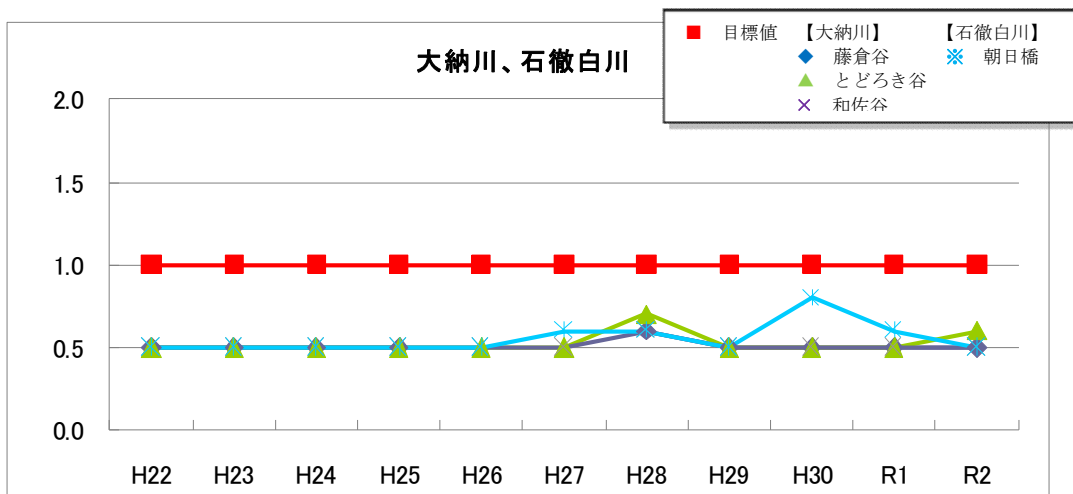
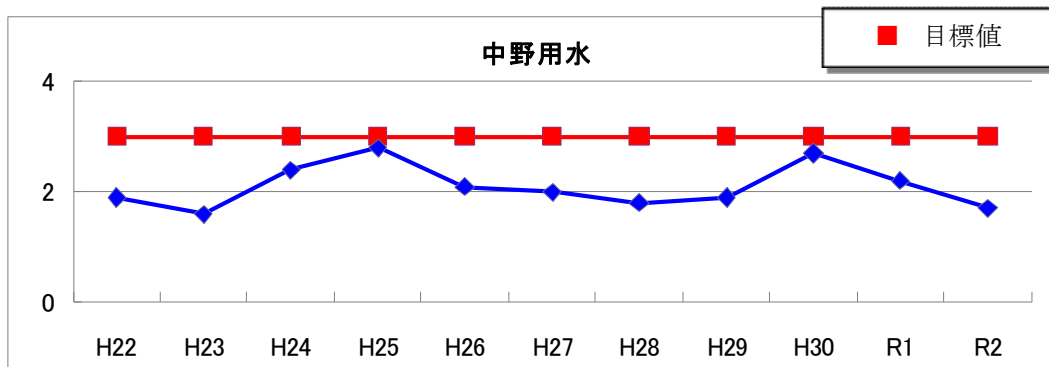
各河川のBOD値検査結果の推移



各河川のBOD値検査結果の推移



各河川のBOD値検査結果の推移



＜生活排水対策の目標値＞

大野市では、河川の水質目標値の達成を目指して、公共下水道や農業集落排水事業の整備を進めるとともに、合併浄化槽の設置等の生活排水処理対策を推進します。

項目	目標値	令和2年度達成状況
生活排水処理率	65.4%	57.4% (6,741人+5,879人+5,799人)/ 32,083人

(公共下水道加入人口+農業集落排水事業加入人口+合併浄化槽設置人口) / 全人口 (R3.4.1現在)

(2) 地下水の水質

地下水については、有機塩素化合物などによる汚染を未然に防止し良好な水質を維持するため、福井県では平成元年度から県下全域を対象に地下水調査を実施しています。本市における令和2年度調査は、概況調査(通常の調査・年1回)3地点に加えて、平成元年度調査で発見された汚染か所周辺を対象とした継続監視調査(4地点年2回)が実施されています。本市でも、継続監視調査の計測か所付近を市独自で調査を行い、汚染か所の継続的な監視に努めています。調査の結果、継続監視調査か所以外では、新たな汚染は確認されていません。

また、本市では地下水が飲料水として使用されていることから、水道法に基づく水質について調査しています。

地下水は、市民の生活に直接関係があるとともに、一旦汚染されるとその回復が非常に困難であるため、良好な水質を維持管理していくためには、今後も監視が必要です。

令和2年度では、土壌汚染の報告はなかったものの、土壌に油等が浸透した場合は地下水に流入することもあるため、河川への流出と同様に注意を払う必要があります。

【テトラクロロエチレンによる地下水汚染について】

平成元年に県が実施した地下水概況調査により、新町地係の井戸から基準値を超える量のテトラクロロエチレンが検出されました。その後の調査から、汚染範囲は七間通りを上流端として四番通りを挟んで下流へ広がり、中野地係に及んでいることが判明しました。

本市は、地下水を生活用水として利用していることから、生活飲料水用として仮設水道を設置するとともに、汚染源の特定、汚染土壌の排出、汚染地下水の排出等の対応策を講じてきました。

また、水質を監視するため、現在18地点で季節ごとに追跡調査を行っています。汚染濃度は全体的に減少傾向にあるものの、地下水の水位に連動し値が上下しており、依然として基準値を超えている地点が存在しています。

この地下水汚染事故は、地下水の汚染が長期化することを表しており、地下水汚染の未然防止強化の必要性を改めて示しています。

テトラクロロエチレンの推移 (単位: mg/l) 基準値: 0.01 mg/l 太字は基準値超過

採水地点	No 1 本町	No 2 本町	No 3 本町	No 4 錦町	No 5 要町	No 6 要町	No 7 中荒井	No 8 中荒井	No 9 新町	No10 新町
H1. 12. 05		0.0650	0.0320	0.0240				0.0230	0.0150	0.0130
H2. 01. 22		0.0506	0.0328	0.0252	0.0325			0.0250	0.0180	0.0134
H2. 02. 22		0.0635	0.0288	0.0265				0.0229	0.0182	0.0132
H2. 03. 26		0.0630	0.0268	0.0249	0.0295			0.0219	0.0093	0.0135
H2. 08. 20		0.0418	0.0249	0.0189	0.0280		0.0226	0.0224	0.0179	0.0127
H2. 09. 18	0.0533					0.0158				
H2. 10. 24	0.0586	0.0386	0.0248	0.0175	0.0242	0.0123	0.0224	0.0223	0.0169	0.0130
H2. 11. 27	0.0402	0.0220	0.0213	0.0110	0.0239	0.0140	0.0196	0.0110	0.0157	0.0083
H2. 12. 20	0.0511	0.0374	0.0244	0.0199	0.0249	0.0111	0.0206	0.0204	0.0169	0.0128
H3. 01. 22	0.0790	0.0402	0.0201	0.0152	0.0202	0.0111	0.0175	0.0179	0.0139	0.0104
H3. 02. 20	0.0670	0.0341	0.0232	0.0149	0.0237	0.0107	0.0161	0.0170	0.0134	0.0099
H3. 03. 25	0.0466	0.0217	0.0194	0.0136	0.0208	0.0116	0.0144	0.0137	0.0141	0.0102
H3. 04. 24	0.0540	0.0198	0.0176	0.0116	0.0208	0.0090	0.0160	0.0148	0.0134	0.0102
H3. 05. 27	0.0505	0.0178	0.0142	0.0092	0.0184	0.0110	0.0112	0.0110	0.0070	0.0088
H3. 08. 27	0.0439	0.0172	0.0136	0.0092	0.0157	0.0089	0.0112	0.0120	0.0050	0.0070
H3. 11. 21	0.0222	0.0252	0.0134	0.0127	0.0158	0.0091	0.0113	0.0120	0.0085	0.0065
H4. 02. 20	0.0237	0.0294	0.0112	0.0174	0.0131	0.0086	0.0114	0.0101	0.0080	0.0058
H4. 05. 25	0.0258	0.0197	0.0112	0.0118	0.0133	0.0076	0.0119	0.0086	0.0081	0.0064
H4. 08. 24	0.0385		0.0114	0.0098	0.0110	0.0068	0.0098	0.0098	0.0081	0.0064
H4. 11. 26	0.0141	0.0236	0.0108	0.0189	0.0150	0.0105	0.0127		0.0086	0.0062
H5. 02. 16	0.0387	0.0332	0.0131		0.0154	0.0097	0.0132		0.0085	0.0061
H5. 03. 18	0.0350	0.0178	0.0126	0.0119	0.0156	0.0104	0.0126	0.0078	0.0087	0.0066
H5. 05. 25	0.0267	0.0165	0.0098	0.0098	0.0134	0.0075	0.0104	0.0077	0.0085	0.0066
H5. 08. 30	0.0405	0.0147	0.0121	0.0090	0.0134	0.0064	0.0102	0.0076	0.0081	0.0064
H5. 11. 29	0.0145	0.0170	0.0133	0.0140	0.0151	0.0064	0.0082	0.0084	0.0082	0.0056
H6. 02. 23	0.0169	0.0255	0.0107		0.0149	0.0109	0.0110	0.0085	0.0079	0.0058
H6. 03. 29	0.0171	0.0239	0.0116		0.0166	0.0097	0.0132	0.0079	0.0104	0.0072
H6. 05. 27	0.0229	0.0214	0.0113	0.0143	0.0153	0.0085	0.0117	0.0087	0.0098	0.0069
H6. 08. 30	0.0402	0.0201	0.0110	0.0098	0.0145	0.0082	0.0103	0.0077	0.0090	0.0063
H6. 11. 28		0.0146	0.0075	0.0154	0.0105	0.0078	0.0092	0.0064	0.0065	0.0047
H7. 02. 28			0.0122	0.0174	0.0148		0.0100	0.0071	0.0068	0.0046
H7. 07. 31	0.0470	0.0153	0.0117	0.0116	0.0114	0.0087	0.0131	0.0088	0.0111	0.0065
H7. 08. 29	0.0259	0.0080	0.0112	0.0057	0.0095	0.0065	0.0071	0.0062	0.0051	0.0050
H7. 11. 29	0.0201	0.0217	0.0106	0.0121	0.0149	0.0115	0.0043	0.0081	0.0077	0.0051
H8. 02. 28	0.0202	0.0271	0.0121	0.0206	0.0152	0.0166		0.0087	0.0074	0.0044
H8. 09. 19	0.0389	0.0163	0.0086	0.0070	0.0100	0.0088	0.0066	0.0055	0.0059	0.0054
H8. 11. 25	0.0143	0.0318	0.0113	0.0129	0.0121	0.0114	0.0090	0.0066	0.0072	0.0043

採水地点	No 1 本町	No 2 本町	No 3 本町	No 4 錦町	No 5 要町	No 6 要町	No 7 中荒井	No 8 中荒井	No 9 新町	No10 新町
H9. 01. 28	0.0325	0.0299	0.0126	0.0135	0.0132	0.0118	0.0100	0.0076	0.0069	0.0045
H9. 03. 12	0.0244	0.0253	0.0108	0.0175	0.0135	0.0111	0.0100	0.0070	0.0064	0.0041
H9. 05. 28	0.0213	0.0144	0.0085	0.0092	0.0106	0.0063	0.0079	0.0055	0.0056	0.0041
H9. 08. 26	0.0403	0.0114	0.0099	0.0069	0.0097	0.0075	0.0074	0.0051	0.0052	0.0039
H9. 11. 05	0.0215	0.0378	0.0130	0.0210	0.0140	0.0157	0.0093	0.0064	0.0056	0.0038
H10. 03. 18	0.0171	0.0252	0.0080	0.0198	0.0166		0.0128	0.0089	0.0080	0.0054
H10. 05. 23	0.0265	0.0216	0.0102		0.0170	0.0132	0.0061	0.0080	0.0081	0.0062
H10. 08. 27	0.0368	0.0151	0.0118		0.0120	0.0095	0.0042	0.0065	0.0074	0.0053
H10. 11. 12	0.0331	0.0234	0.0166	0.0042	0.0111	0.0104	0.0058	0.0069	0.0082	0.0059
H11. 03. 29	0.0153		0.0092	0.0063	0.0144	0.0055	0.0055	0.0064	0.0064	0.0043
H11. 06. 30	0.0191	0.0113	0.0071	0.0036	0.0093	0.0037	0.0076	0.0050	0.0053	0.0042
H11. 11. 09		0.0233	0.0108	0.0059	0.0121	0.0025	0.0033	0.0063	0.0058	0.0040
H12. 03. 27	0.0131	0.0183	0.0090	0.0093	0.0154	0.0050	0.0073	0.0082	0.0071	0.0048
H12. 06. 19	0.0115	0.0132	0.0070	0.0050	0.0114	0.0077	0.0044	0.0060	0.0058	0.0042
H12. 08. 22	0.0228	0.0168	0.0081	0.0043	0.0112	0.0083	0.0076	0.0059	0.0058	0.0042
H12. 11. 27	0.0092	0.0154	0.0072	0.0082	0.0143	0.0097	0.0088	0.0052	0.0063	0.0041
H13. 03. 22	0.0326	0.0182	0.0104	0.0071	0.0167	0.0117	0.0065	0.0067	0.0070	0.0045
H13. 07. 09	0.0185	0.0090	0.0074	0.0031	0.0080	0.0070	0.0060	0.0053	0.0052	0.0038
H13. 08. 27	0.0221	0.0071	0.0071	0.0024	0.0065	0.0065	0.0056	0.0047	0.0051	0.0038
H13. 12. 05			0.0062	0.0051	0.0146		0.0065	0.0050	0.0053	0.0044
H14. 03. 11	0.0352	0.0132	0.0109	0.0032	0.0089	0.0083	0.0067	0.0050	0.0052	0.0038
H14. 06. 27	0.0185	0.0083	0.0071	0.0018	0.0057	0.0060	0.0048	0.0045	0.0045	0.0035
H14. 08. 26	0.0189	0.0063	0.0067	0.0018	0.0051	0.0059	0.0050	0.0042	0.0044	0.0035
H14. 12. 20	0.0379	0.0139	0.0083	0.0025	0.0071	0.0070	0.0058	0.0042	0.0046	0.0036
H15. 03. 04	0.0225	0.0166	0.0098	0.0023	0.0086	0.0092	0.0052	0.0042	0.0043	0.0030
H15. 06. 30	0.0163	0.0081	0.0066	0.0014	0.0050	0.0054	0.0045	0.0040	0.0044	0.0031
H15. 09. 29	0.0238	0.0106	0.0071	0.0014	0.0048	0.0052	0.0038	0.0036	0.0039	0.0027
H15. 12. 16	0.0121	0.0142	0.0066	0.0034	0.0074	0.0068	0.0050	0.0038	0.0037	0.0025
H16. 03. 02	0.0311	0.0146	0.0100	0.0022	0.0071	0.0072	0.0049	0.0039	0.0032	0.0026
H16. 06. 28	0.0191	0.0061	0.0060	0.0019	0.0049	0.0055	0.0043	0.0022	0.0033	0.0039
H16. 09. 16	0.0240	0.0089	0.0082	0.0013	0.0050		0.0040	0.0036	0.0030	0.0032
H16. 12. 08		0.0121	0.0079	0.0019	0.0056			0.0034	0.0041	0.0025
H17. 03. 17	0.0179	0.0159	0.0075	0.0032	0.0104	0.0068	0.0005	0.0041	0.0043	0.0029
H17. 06. 29	0.0108	0.0087	0.0060	0.0015	0.0052	0.0058	0.0020	0.0043	0.0039	0.0025
H17. 09. 21	0.0239	0.0091	0.0035	0.0014	0.0045	0.0062	0.0016	0.0038	0.0041	0.0026
H17. 12. 19		0.0153	0.0050	0.0024	0.0060	0.0052	0.0013	0.0046	0.0032	0.0019
H18. 03. 08	0.0153	0.0129	0.0069	0.0043	0.0091	0.0064	0.0009	0.0031	0.0037	0.0027
H18. 06. 29	0.0140	0.0049	0.0052	0.0015	0.0040	0.0047	0.0015	0.0037	0.0036	0.0027

採水地点	No 1 本町	No 2 本町	No 3 本町	No 4 錦町	No 5 要町	No 6 要町	No 7 中荒井	No 8 中荒井	No 9 新町	No10 新町
H18. 08. 25	0. 0069	0. 0015	0. 0026	0. 0005	0. 0018	0. 0025	0. 0005	0. 0018	0. 0019	0. 0014
H18. 11. 29	0.0274	0.0153	0. 0087	0. 0017	0. 0056	0. 0065	0. 0016	0. 0015	0. 0041	0. 0023
H19. 03. 02	0.0326	0.0219	0.0118	0. 0040	0.0102	0.0114	0. 0029	0. 0057	0. 0050	0. 0032
H19. 06. 28	0.0212	0.0106	0. 0058	0. 0017	0. 0049	0. 0043	0. 0018	0. 0030	0. 0032	0. 0023
H19. 09. 20	0.0325	0. 0063	0. 0085	0. 0009	0. 0044	0. 0060	0. 0009	0. 0029	0. 0030	0. 0020
H19. 12. 20	0.0144	0.0134	0. 0073	0. 0028	0. 0073	0. 0055	0. 0016	0. 0029	0. 0015	0. 0018
H20. 03. 04	0.0224	0.0198	0. 0095	0. 0016	0. 0058		0. 0016	0. 0040	0. 0031	0. 0020
H20. 06. 16	0.0170	0. 0100	0. 0067	0. 0014	0. 0055	0. 0076	0. 0020	0. 0041	0. 0037	0. 0023
H20. 09. 29	0.0420	0.0270	0.0150	0. 0022	0. 0100	0.0120	0. 0026	0. 0073	0. 0077	0. 0048
H20. 12. 16	0.0210	0.0200	0. 0064	0. 0032	0. 0083	0. 0054	0. 0016	0. 0035	0. 0035	0. 0018
H21. 03. 13	0.0140	0.0150	0. 0077	0. 0028	0. 0089	0. 0068	0. 0026	0. 0042	0. 0038	0. 0027
H21. 06. 18	0.0140	0.0110	0. 0064	0. 0014	0. 0069	0. 0067	0. 0014	0. 0032	0. 0036	0. 0023
H21. 09. 04	0. 0024	0. 0100	0. 0080	0. 0018	0. 0065	0. 0067	0. 0022	0. 0039	0. 0041	0. 0028
H21. 11. 11	0. 0069	0.0120	0. 0071	0. 0029	0. 0085	0. 0062	0. 0022	0. 0042	0. 0043	0. 0026
H22. 03. 12	0.0260	0.0120	0. 0098	0. 0037	0. 0100	0. 0078	0. 0033	0. 0041	0. 0046	0. 0033
H22. 06. 09	0.0190	0. 0052	0. 0063	0. 0013	0. 0047	0. 0053	-	0. 0035	0. 0041	0. 0027
H22. 09. 09	0.0170	0. 0050	0. 0080	0. 0018	0. 0052	0. 0059	-	0. 0045	0. 0055	0. 0037
H22. 12. 13	0.0110	0. 0075	0. 0057	0. 0014	0. 0039	0. 0041	-	0. 0030	0. 0026	0. 0018
H23. 03. 10	0.0120	0.0110	0. 0067	0. 0018	0. 0052	0. 0048	-	0. 0031	0. 0031	0. 0019
H23. 06. 13	0.0140	0. 0038	0. 0050	0. 0008	0. 0030	0. 0039	-	0. 0025	0. 0029	0. 0018
H23. 09. 21	0.0130	0. 0041	0. 0048	0. 0008	0. 0029	0. 0036	-	0. 0022	0. 0030	0. 0020
H23. 12. 14	0.0120	0. 0057	0. 0055	0. 0009	0. 0027	0. 0040	-	0. 0027	0. 0030	0. 0020
H24. 03. 14	0.0180	0. 0099	0. 0070	0. 0010	0. 0044	0. 0040	-	0. 0026	0. 0027	0. 0017
H24. 06. 11	0.0140	0. 0035	0. 0064	0. 0008	0. 0027	0. 0039	-	0. 0024	0. 0028	0. 0019
H24. 09. 18	0.0120	0. 0033	0. 0047	0. 0005	0. 0021	0. 0034	-	0. 0020	0. 0026	0. 0018
H24. 12. 13	0.0180	0. 0069	0. 0068	0. 0008	0. 0032	0. 0041	-	0. 0028	0. 0027	0. 0018
H25. 03. 12	0.0180	0. 0046	0. 0058	0. 0006	0. 0022	0. 0043	-	0. 0023	0. 0026	0. 0016
H26. 03. 06	0.0140	0. 0057	0. 0050	0. 0006	0. 0021	0. 0034	-	0. 0024	0. 0024	0. 0015
H27. 03. 05	0.0140	0. 0033	0. 0050	<0. 0005	0. 0037	0. 0022	-	0. 0021	0. 0027	0. 0016
H27. 6. 11	0. 0081	0. 0017	0. 0035	<0. 0005	0. 0054	0. 0027	-	0. 0017	0. 0022	0. 0014
H27. 9. 10	0.0120	0. 0029	0. 0038	<0. 0005	0. 0043	0. 0031	-	0. 0017	0. 0024	0. 0015
H27. 12. 8	0.0150	0. 0055	0. 0040	0. 0005	0. 0042	0. 0029	-	0. 0018	0. 0023	0. 0015
H28. 3. 1	0.0130	0. 0045	0. 0047	<0. 0005	0. 0049	0. 0030	-	0. 0020	0. 0024	0. 0013
H28. 6. 9	0.0140	0. 0044	0. 0040	<0. 0005	0. 0058	0. 0029	-	0. 0018	0. 0018	0. 0011
H28. 9. 1	0.0110	0. 0031	0. 0039	<0. 0005	0. 0041	0. 0030	-	0. 0018	0. 0022	0. 0013
H28. 12. 6	0. 0088	0. 0052	0. 0040	<0. 0005	0. 0045	0. 0031	-	0. 0019	0. 0020	0. 0012
H29. 3. 2	0.0140	0. 0063	0. 0047	0. 0006	0. 0051	0. 0034	-	0. 0021	0. 0025	0. 0014

採水地点	No 1 本町	No 2 本町	No 3 本町	No 4 錦町	No 5 要町	No 6 要町	No 7 中荒井	No 8 中荒井	No 9 新町	No10 新町
H29. 6. 9	0. 0100	0. 0034	0. 0040	<0. 0005	0. 0044	0. 0033	-	0. 0021	0. 0021	0. 0013
H29. 9. 5	0.0120	0. 0026	0. 0037	<0. 0005	0. 0043	0. 0030	-	0. 0017	0. 0019	0. 0015
H29. 12. 5	0.0140	0. 0041	0. 0045	<0. 0005	0. 0054	<0. 0005	-	0. 0018	0. 0020	0. 0015
H30. 3. 1	0.0170	-	0. 0061	<0. 0005	0. 0056	<0. 0005	-	0. 0025	0. 0023	0. 0015
H30. 6. 28	0. 0082	0. 0024	0. 0036	0. 0005	0. 0050	0. 0018	-	0. 0017	0. 0019	0. 0013
H30. 9. 10	0. 0088	0. 0025	0. 0032	<0. 0005	0. 0038	<0. 0005	-	0. 0014	0. 0019	0. 0014
H30. 12. 6	0. 0065	0. 0041	0. 0035	<0. 0005	0. 0040	0. 0026	-	0. 0017	0. 0018	0. 0011
H31. 3. 8	0. 0085	0. 0050	0. 0037	<0. 0005	0. 0041	0. 0028	-	0. 0015	0. 0019	0. 0012
R元. 6. 27	0. 0088	0. 0036	0. 0031	<0. 0005	0. 0034	0. 0028	-	0. 0011	0. 0017	0. 0012
R元. 9. 5	0.0110	0. 0029	0. 0033	<0. 0005	0. 0036	0. 0027	-	0. 0011	0. 0017	0. 0012
R元. 12. 5	0. 0061	0. 0054	0. 0036	0. 0005	0. 0040	0. 0034	-	0. 0015	0. 0019	0. 0014
R2. 3. 3	0.0120	0. 0048	0. 0033	<0. 0005	0. 0039	0. 0028	-	0. 0011	0. 0015	0. 0011
R2. 6. 25	0.0110	0. 0033	0. 0036	<0. 0005	0. 0045	0. 0029	-	0. 0011	0. 0015	0. 0011
R2. 9. 10	0. 0091	0. 0019	0. 0037	<0. 0005	0. 0045	0. 0031	-	0. 0014	0. 0018	0. 0015
R2. 12. 3	0. 0063	0. 0045	0. 0033	<0. 0005	0. 0037	0. 0029	-	0. 0018	0. 0020	0. 0018
R3. 3. 3	0.0190	0. 0048	0. 0057	0. 0005	0. 0052	0. 0034	-	0. 0013	0. 0023	0. 0014

(3) 中竜鉱山の水質

三市環境保全対策協議会（大野市、勝山市、福井市）の指導を受けて、中竜鉱業株式会社が、中竜鉱山坑内の一般廃棄物埋立処分場の使用停止に関連して水質分析を実施しています。分析した結果、①pHは基準値内、②銅、亜鉛、カドミウム、鉛、シアン、六価クロム等の30成分は定量限界値に近い値、③ダイオキシン類は低い数値で推移していることから、水質は問題ないと言えます。

中竜鉱山の水質検査結果

採水地点：中山0m坑口

pH以外の単位 mg/l

項目	基準値	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		7/28	7/24	7/10	7/31	7/31	7/27	7/27	7/26	7/23	7/30
水素イオン濃度 (pH)	5.8~8.6	7.6	7.9	7.9	7.9	8.0	7.8	7.9	7.9	7.8	8.0
銅	3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01
亜鉛	5	0.20	0.15	0.15	0.14	0.20	0.12	0.16	0.11	0.13	0.13
カドミウム	0.05	<0.001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.0015	0.0015
鉛	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シアン化合物	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
有機燐化合物	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
六価クロム化合物	0.5	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素及びその化合物	0.1	0.010	0.006	0.007	0.010	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.011
総水銀	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀化合物	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
トリクロロエチレン	0.3	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	0.2	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.2	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	3	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
1,3-ジクロロプロパン	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.2	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン及びその化合物	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100	0.46	0.47	0.46	0.41	0.43	0.42	<0.05	0.34	0.34	0.42
ふっ素及びその化合物	8	0.41	0.29	0.26	0.3	0.33	0.27	0.2	0.28	0.21	0.15
ほう素及びその化合物	10	0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	<0.02	<0.02	<0.02
1,4-ジオキサン	0.5			<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

採水地点：日の谷坑口（平成19～26年は黒当戸坑口）

pH以外の単位 mg/l

項目	基準値	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		7/28	7/24	7/10	7/31	7/31	7/27	7/27	7/26	7/23	7/30
水素イオン濃度 (pH)	5.8～8.6	7.8	8.0	7.9	8.0	8.0	7.9	7.9	8.0	7.9	8.0
銅	3	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
亜鉛	5	0.04	0.03	0.01	0.03	0.03	0.026	0.017	0.020	0.019	0.019
カドミウム	0.05	<0.001	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
鉛	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シアン化合物	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
有機燐化合物	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
六価クロム化合物	0.5	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素及びその化合物	0.1	0.019	0.016	0.015	0.022	0.031	0.026	0.026	0.026	0.026	0.020
総水銀	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀化合物	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
トリクロロエチレン	0.3	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	0.1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
ジクロロメタン	0.2	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.04	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.2	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	3	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
1,3-ジクロロプロペン	0.02	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.06	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.03	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.2	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.1	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン及びその化合物	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100	0.24	0.26	0.27	0.25	0.26	0.25	<0.05	0.25	0.26	0.29
ふっ素及びその化合物	8	0.72	0.57	0.6	0.56	0.53	0.48	0.33	0.38	0.47	0.41
ほう素及びその化合物	10	0.03	0.03	0.02	0.03	0.02	0.02	0.02	0.03	0.02	0.02
1,4-ジオキサン	0.5			<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

※平成19～26年度は排水経路を日の谷から黒当戸に切替えていたため、黒当戸坑口で採水しています。

排水のダイオキシン類分析結果

単位：pg - TEQ/L

採水年	採水日	基準値	採取地点 中山0m坑口	採取地点 日の谷坑口	採取地点 黒当戸坑口
平成21年度	4月23日	水質 環境基準 1 pg - TEQ/L 排出基準 10 pg - TEQ/L	0.063		0.063
	7月14日		0.063		0.062
	10月5日		0.065		0.064
平成22年度	4月27日		0.063		0.062
	7月28日		0.063		0.062
	9月22日		0.063		0.064
平成23年度	5月27日		0.063		0.062
	7月28日		0.063		0.062
	9月27日		0.063		0.062
平成24年度	5月22日		0.063		0.062
	7月24日		0.063		0.062
	9月10日		0.063		0.062
平成25年度	4月25日		0.063		0.062
	7月10日		0.063		0.062
	9月11日		0.063		0.062
平成26年度	5月14日		0.063		0.062
	7月31日		0.063		0.062
	9月3日		0.063		0.062
平成27年度	5月14日		0.0003	0.000082	
	7月31日		0.00035	0.00006	
	9月15日		0.00028	0.000012	
平成28年度	4月27日		0.00033	0.00010	
	7月27日		0.00020	0.00008	
	11月11日		0.000074	0.000011	
平成29年度	5月11日		0.00018	0.00012	
	7月27日		0.00014	0.00003	
	10月11日		0.00010	0.000043	
平成30年度	5月17日		0.00095	0.000099	
	7月26日		0.00014	0.000020	
	10月16日		0.000091	0.000032	
令和元年度	5月8日	0.000063	0.000011		
	7月23日	0.00012	0.000018		
	10月28日	0.000083	0.000066		
令和2年度	5月28日	0.011000	0.000016		
	7月30日	0.000160	0.000024		
	10月29日				

※平成19～26年度は排水経路を日の谷から黒当戸に切替えていたため、黒当戸坑口で採水しています。

1-3 地盤沈下の防止

地盤沈下について

地盤沈下は、公害として住民の生活に著しく被害を与えるようなものではありませんが、地下水位の急激な低下が進むと、徐々に沈下が進行していくことが考えられます。

地盤沈下の進行は地下水やその利用状況に関連するため、地下水の使用については常に節水を心がけ、適正な利用に努める必要があります。

令和2年度の推進状況

取り組みを行った施策の概要とその効果

施 策	実 績
(1) 監視体制の確立	なし

環境管理項目

項 目	平成30年度 実績 (又は30年度末数値)	令和元年度 実績 (又は元年度末数値)	令和2年度 実績 (又は2年度末数値)
地盤沈下量 水準測量結果に基づく市内各 地の地盤沈下変動量(年度別)	城北町 ▲3.8mm	城北町 ▲2.8mm	城北町 ▲3.1mm
地盤沈下に関する苦情 処理の件数 1年間の公害苦情処理件数の中 で、地盤沈下に関する処理 件数(年度別)	0件	0件	0件

地盤沈下の現状と対策

平成21年度に実施した地下水総合調査において、乾側地区及び赤根川沿いの地域に地盤沈下の発生が確認されています。この地域は、低湿地で沖積粘性土が堆積しており、地盤沈下が生じやすい地域といえます。

平成28年10月から地盤沈下観測井を城北町に設置し、自動計測を実施しており、地下水位の上昇・低下に合わせて地盤膨張・収縮が見られることが分かっています。平成29年から令和2年度の累計沈下量は14.3mmに達し、年間平均約3.5mmの沈下量となっています。

今後も数年間ごとに水準測量を行い、沈下状況を監視していく必要があります。

その他の地域では、大きな変化は確認されていませんが、地下水に急激な変化があれば地盤に対する影響も懸念されるため、今後も冬季間の融雪に地下水を使用することを控えるなど市民一人一人の心がけが必要です。

1-4 土壌汚染の防止

土壌汚染について

土壌は水、空気とともに環境の重要な構成要素であって、人をはじめとする生物の生存の基盤として、また物質循環の要として重要な役割を持っています。しかし、土壌は水、空気と比べその組成が複雑で有害物質に対する反応も多様であり、一旦汚染されるとその影響が長期にわたり続く特性を持っています。土壌環境を保全するには、関係法令の遵守等による汚染の未然防止が重要であり、また汚染された場合は蓄積性のものとなるため、有害物質の除去、無害化等の必要があります。

土壌汚染に係る環境基準

(令和3年3月現在)

項 目	環 境 上 の 条 件
カ ド ミ ウ ム	検液 10につき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全 シ ア ン	検液中に検出されないこと。
有 機 磷 (り ん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 10につき 0.01mg 以下であること。
六 価 ク ロ ム	検液 10につき 0.05 mg以下であること。
砒 (ひ) 素	検液 10につき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地 (田に限る。) においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総 水 銀	検液 10につき 0.0005 mg以下であること。
ア ル キ ル 水 銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地 (田に限る。) においては、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジ ク ロ ロ メ タ ン	検液 10につき 0.02 mg以下であること。
四 塩 化 炭 素	検液 10につき 0.002 mg以下であること。
ク ロ ロ エ チ レ ン	検液 10につき 0.002 mg以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 10につき 0.004 mg以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 10につき 0.1 mg以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 10につき 0.04 mg以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 10につき 1 mg以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 10につき 0.006 mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 10につき 0.03 mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 10につき 0.01 mg以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 10につき 0.002 mg以下であること。
チ ウ ラ ム	検液 10につき 0.006 mg以下であること。
シ マ ジ ン	検液 10につき 0.003 mg以下であること。
チ オ ベ ン カ ル ブ	検液 10につき 0.02 mg以下であること。
ベ ン ゼ ン	検液 10につき 0.01 mg以下であること。
セ レ ン	検液 10につき 0.01 mg以下であること。

ふっ素及びその化合物	検液 10につきふっ素 0.8 mg以下であること。
ほう素及びその化合物	検液 10につきほう素 1 mg以下であること。
1, 4 - ジ オ キ サ ン	検液 10につき 0.05 mg以下であること。
<p>〈備考〉</p> <ol style="list-style-type: none"> 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては本基準の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。 カドミウム、鉛、六価クロム、砒(ひ)素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 10につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 10につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。 「検液中に検出されないこと」とは、環境大臣が定める方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、環境大臣が定める方法により測定されたシス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。 	

令和 2 年度の推進状況

取り組みを行った施策の概要とその効果

施 策	実 績
(1) 産業公害の防止	継続的に地下水の水質検査を実施し、状況監視を実施している。
(2) 生活型公害の防止	継続的に地下水の水質検査を実施し、状況監視を実施している。

環境管理項目

項 目	平成 3 0 年度 実績 (又は 3 0 年度末数値)	令和元年度 実績 (又は元年度末数値)	令和 2 年度 実績 (又は 2 年度末数値)
土壌汚染に関する苦情 処理の件数 1年間の公害苦情処理件数の 中で、土壌汚染に関する処理 件数 (年度別)	0 件	0 件	0 件

土壌汚染の現状と対策

令和 2 年度の土壌汚染に対する苦情はありませんでしたが、土壌への油等の流出は、地下水の水質汚濁にもつながるため、特に冬場での暖房器具などへの給油時に流出しないよう注意を呼びかけていく必要があります。

1-5 騒音の防止

騒音について

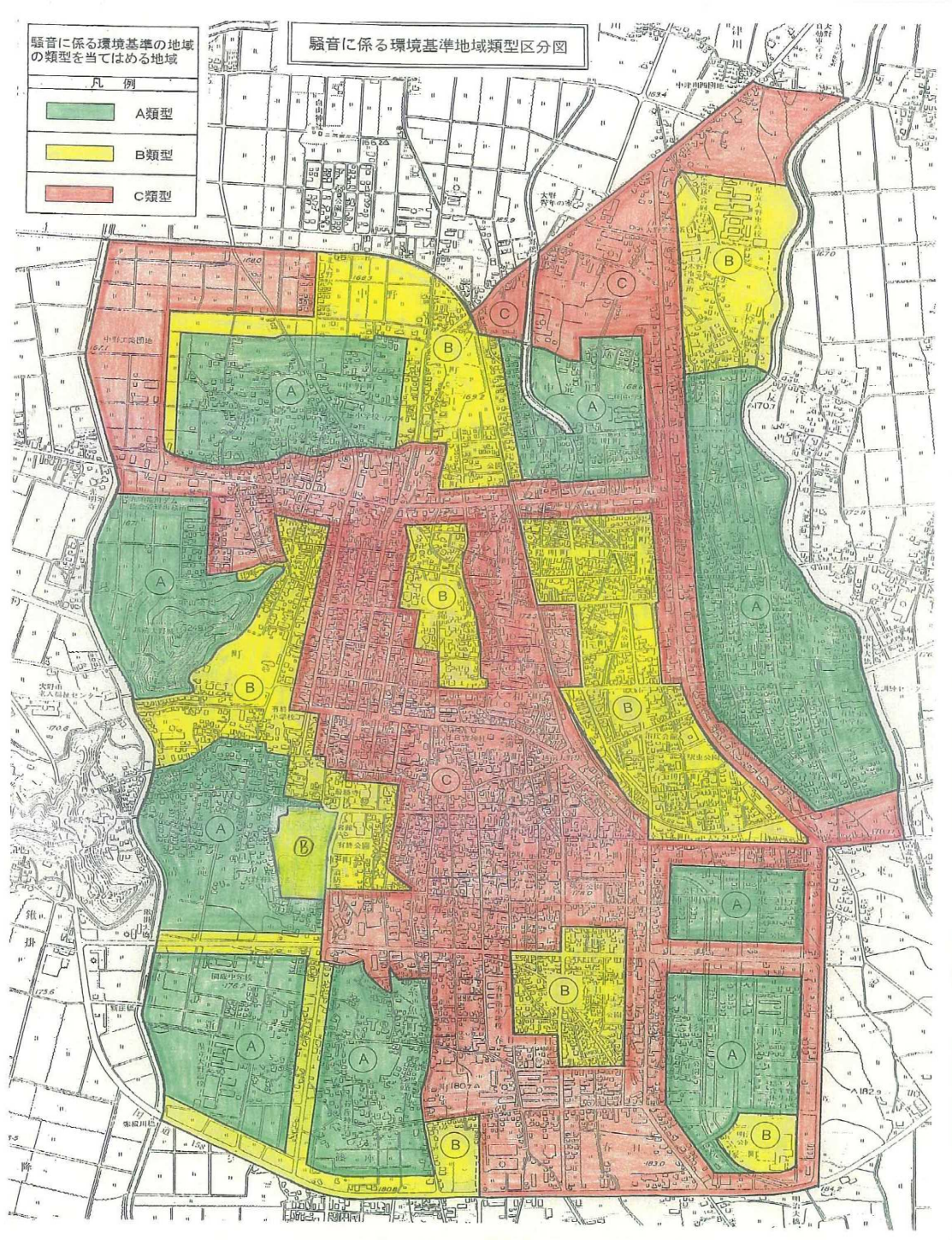
騒音とは、「やかましい音」、「好ましくない音」の総称であり、その影響は感覚的な影響、生理的機能に及ぼす影響、作業能力に及ぼす影響などがあります。また、生活環境への意識の向上により、より静かな環境を求める要求が強くなっています。

騒音の大きさの例

大きさ [デシベル]	具体例
20	木の葉のふれ合う音
30	郊外の深夜
40	市内の深夜・図書館の中
50	静かな事務所・クーラー（屋外・始動時）
60	普通の会話・静かな乗用車
70	電話のベル・騒々しい街頭
80	電車の中・地下鉄の車内
90	犬の鳴き声（正面5m）・カラオケ（店内客席中央）
100	電車通過時のガード下
110	自動車のクラクション（前方2m）
120	飛行機のエンジン付近
130	最大可聴値

騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準における地域の類型を当てはめる地域



(1) 環境基準

環境基準（道路に面する地域以外）

（令和3年3月現在）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
	午前6時～ 午後10時	午後10時～ 翌午前6時
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

(2) 道路に面する地域に係る環境基準

道路に面する地域に係る環境基準

（令和3年3月現在）

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
	午前6時～ 午後10時	午後10時～ 翌午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考：車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

特例

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、次表の基準値の欄に掲げるとおりとします。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
	午前6時～ 午後10時	午後10時～ 翌午前6時
幹線交通を担う道路に近接する空間	70デシベル以下	65デシベル以下

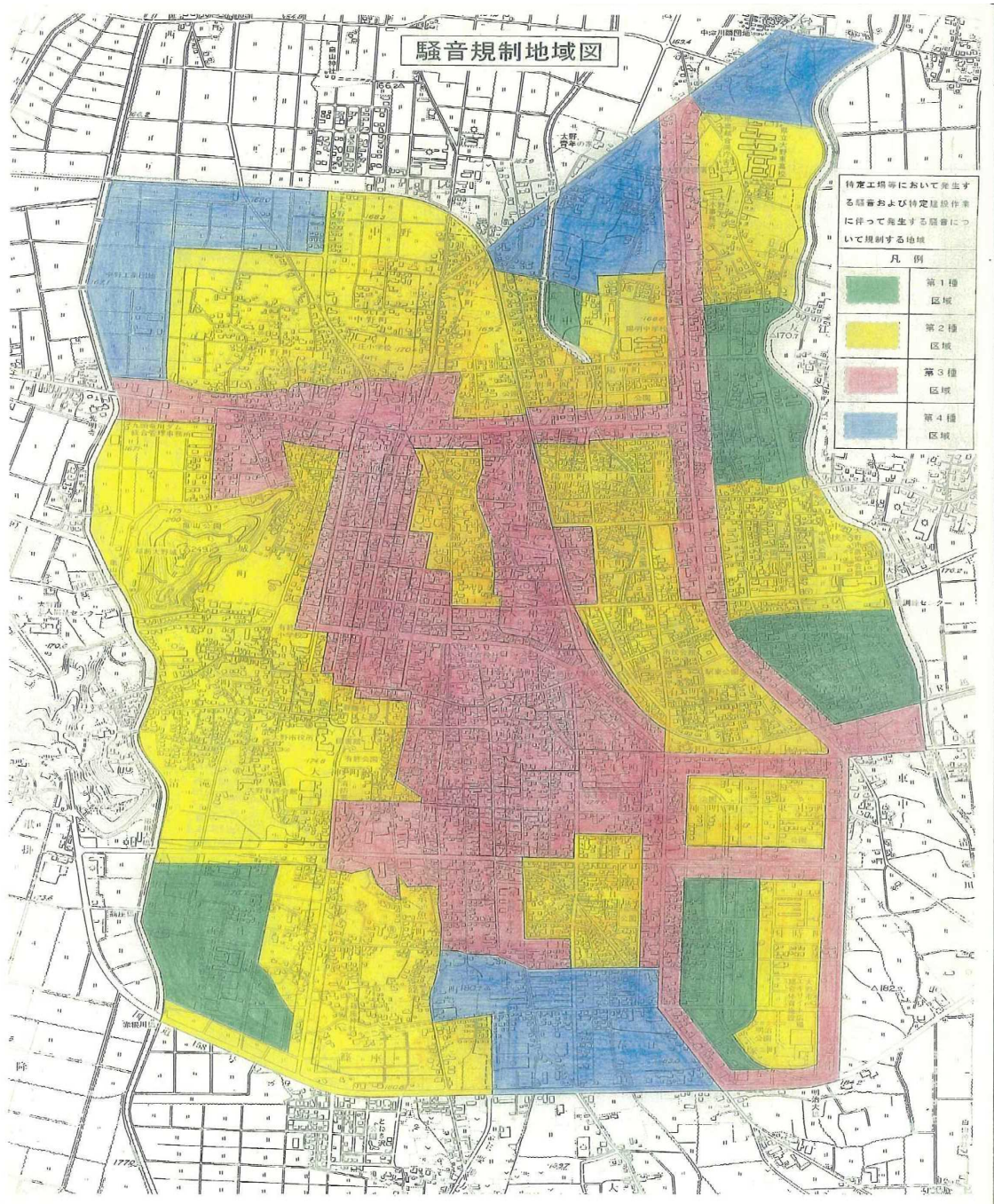
〈備考〉個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。

幹線道路を担う道路：高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（4車線以上の車線を有する区間に限る。）、自動車専用道路

騒音に係る規制地域

騒音による影響は、発生源の周辺地域のみに限られ、広域的に影響を及ぼすおそれがないことから、騒音規制法では工場騒音及び建設騒音等から生活環境を保全する必要がある地域を「騒音規制地域」として指定し、その地域内にある特定の工場及び特定の建設作業から発生する騒音について規制処置が取られています。

騒音規制地域



騒音に係る規制基準

(1) 特定工場における騒音規制

特定工場において発生する騒音の許容限度

(平成 19 年大野市告示第 33 号)

区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	午前 6 時～ 午前 8 時	午前 8 時～ 午後 7 時	午後 7 時～ 午後 10 時	午後 10 時～ 翌午前 6 時
第 1 種区域	45 デシベル	50 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	50 デシベル	60 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

※第 2～4 種区域において、学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50m 以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から 5 デシベルを減じるものとする。

(2) 自動車に係る騒音規制

自動車騒音対策としては、環境基準を目標としてそれぞれの行政機関が対処することになっていますが、実質的な対策としては測定した結果が総理府令で定める命令による限度を超えていた場合、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請することができます。

自動車騒音の限度を定める総理府令

(令和 3 年 3 月現在)

区域の区分	昼間	夜間
	午前 6 時～ 午後 10 時	午後 10 時～ 翌午前 6 時
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとされています。

(注)

a 区域 第1種低層住居専用地域
第1種中高層住居専用地域

b 区域 第1種住居地域

c 区域 近隣商業地域
商業地域
準工業地域
工業地域

車線 一縦列の自動車（二輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。

幹線道路を担う道路 高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（4車線以上の車線を有する区間に限る。）、自動車専用道路

騒音に係る特定施設

騒音規制法に基づく特定施設

(騒音規制法施行令第1条)

施設の種類	規模・能力
(1) 金属加工機械	
イ 圧延機械	原動機の定格出力の合計が 22.5 kW 以上のものに限る。
ロ 製管機械	すべてのもの。
ハ ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 kW 以上のものに限る。
ニ 液圧プレス	すべてのもの。(矯正プレスを除く。)
ホ 機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。
ヘ せん断機	原動機の定格出力が 3.75 kW 以上のものに限る。
ト 鍛造機	すべてのもの。
チ ワイヤフォーミングマシン	すべてのもの。
リ ブラスト	タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。
ヌ タンブラー	すべてのもの。
ル 切断機	といしを用いるものに限る。
(2) 空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が 7.5 kW 以上のものに限る。
(3) 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が 7.5 kW 以上のものに限る。
(4) 織機	原動機を用いるものに限る。
(5) 建設用資材製造機械	
イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。
ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。
(6) 穀物用製粉機	ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 kW 以上のものに限る。
(7) 木材加工機械	
イ ドラムバーカー	すべてのもの。
ロ チッパー	原動機の定格出力が 2.25 kW 以上のものに限る。
ハ 碎木機	すべてのもの。
ニ 帯のご盤	製材用のものにあつては、原動機の定格出力が 15 kW 以上のもの、木工用のものにあつては、原動機の定格出力が 2.25 kW 以上のものに限る。
ホ 丸のご盤	製材用のものにあつては、原動機の定格出力が 15 kW 以上のもの、木工用のものにあつては、原動機の定格出力が 2.25 kW 以上のものに限る。
ヘ かな盤	原動機の定格出力が 2.25 kW 以上のものに限る。
(8) 抄紙機	すべてのもの。
(9) 印刷機械	原動機を用いるものに限る。
(10) 合成樹脂用射出成形機	すべてのもの。
(11) 鋳造型機	ジョルト式のものに限る。

騒音に係る特定建設作業

- 対 象 指定地域内において特定建設作業を行う建設工事施工者
 ただし、1日で作業が終了するもの、災害、非常事態等の特例を除く。
- 届 出 作業開始の7日前までに作業実施の届出が必要
- 基 準 特定建設作業の規制基準

(令和3年3月現在)

項目	規制基準
騒音の大きさ	特定建設作業場所の敷地境界線で85デシベル以下
夜間、深夜作業の禁止	第1号区域：午後7時～翌午前7時 第2号区域：午後10時～翌午前6時
1日の作業時間の制限	第1号区域：1日につき10時間 第2号区域：1日につき14時間
作業時間の制限	連続して6日間を超えないこと（同一場所において）
日曜日、休日の作業	禁止

第1号区域：住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域の全ての区域及び
 工業地域のうち学校、保育所、病院・診療所、図書館、特別養護老人
 ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域

第2号区域：工業地域のうち、第1号区域を除く区域

特定建設作業

(騒音規制法施行令別表第2)

次の機械を使用する作業	適用
1 くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打くい抜機、くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
2 びょう打機を使用する作業	
3 さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4 空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。 (さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
5 コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	コンクリートプラントは混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。アスファルトプラントは混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。 (モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
6 バックホウを使用する作業	原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。 低騒音型建設機械（環境省指定）を除く。
7 トラクターショベルを使用する作業	原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。 低騒音型建設機械（環境省指定）を除く。
8 ブルドーザーを使用する作業	原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。 低騒音型建設機械（環境省指定）を除く。

近隣騒音について

近隣騒音とは、一般的に住居と飲食店の混在により発生する営業騒音、カラオケによる騒音、ペットの鳴き声など限られた近隣の生活者だけに影響を及ぼすものをいいます。

その特徴としては、騒音発生量は概して小さく、近隣者にだけ影響があることです。その影響として作業能率の低下や睡眠妨害などがあります。

防止対策として、生活騒音についてはちょっとした工夫で足りることが多く、各人が騒音に対して配慮するよう啓蒙を行っていくことが必要です。

深夜騒音の規制に係る営業の種類 (福井県公害防止条例施行規則第 26 条)

食品衛生法施行令第 35 条第 1 号に掲げる飲食店営業
食品衛生法施行令第 35 条第 2 号に掲げる喫茶店営業
カラオケ装置を使用させて営む営業
ボーリング場営業
車両洗浄装置を使用し、又は使用させて営む営業

深夜騒音の規制に係る基準 (福井県公害防止条例施行規則第 27 条)

区 域	午後 11 時～ 午前 0 時	午前 0 時～ 午前 5 時
第 1 種区域 及び 第 2 種区域	5 0 デシベル	4 5 デシベル
第 3 種区域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
第 4 種区域、第 5 種区域 及び その他の区域	5 5 デシベル	5 0 デシベル

拡声機の使用による放送の制限 (福井県公害防止条例第 41 条)

屋外において拡声機を使用して 放送してはならない時間	午後 9 時から翌日午前 8 時まで
制限の対象とならない場合 (福井県公害防止条例施行規則 第 28 条)	祭礼その他地域の慣習となっている行事において使用する場合
	移動式の店舗において一時的に拡声器を使用する場合 (住民の平穏な生活を阻害するおそれがないとき)

令和2年度の推進状況

取り組みを行った施策の概要とその効果

施 策	実 績
(1)産業公害の防止	苦情にかかる騒音発生源である事業所に対し、指導を行った。
(2)生活型公害の防止	特になし

環境管理項目

項 目	平成30年度 実績 (又は30年度末数値)	令和元年度 実績 (又は元年度末数値)	令和2年度 実績 (又は2年度末数値)
騒音規制法に基づく特定工場・特定建設作業届出の件数 騒音規制法に基づき、特定工場及び特定建設作業として届出された件数(年度別)	1件	0件	3件
騒音に関する苦情処理の件数 1年間の公害苦情処理件数の中で、騒音に関する処理件数(年度別)	1件	0件	1件

騒音の現状と対策

令和2年度の騒音に対する苦情は1件ありました。年々、住居の密集化や生活様式の変化により発生源の種類が多様化しており、特に生活騒音については、市民一人一人の心掛けで防止することが必要となるため、気をつける必要があります。また例年みられるとおり、今後も田畑でカラスを追い払うための爆竹の音に対する苦情等も発生する可能性があります。

1-6 振動の防止

振動について

振動は、騒音と同様、工場等の施設の増加や大型化、建設工事の増加、自動車社会の進行等により地域的に振動公害が発生しています。

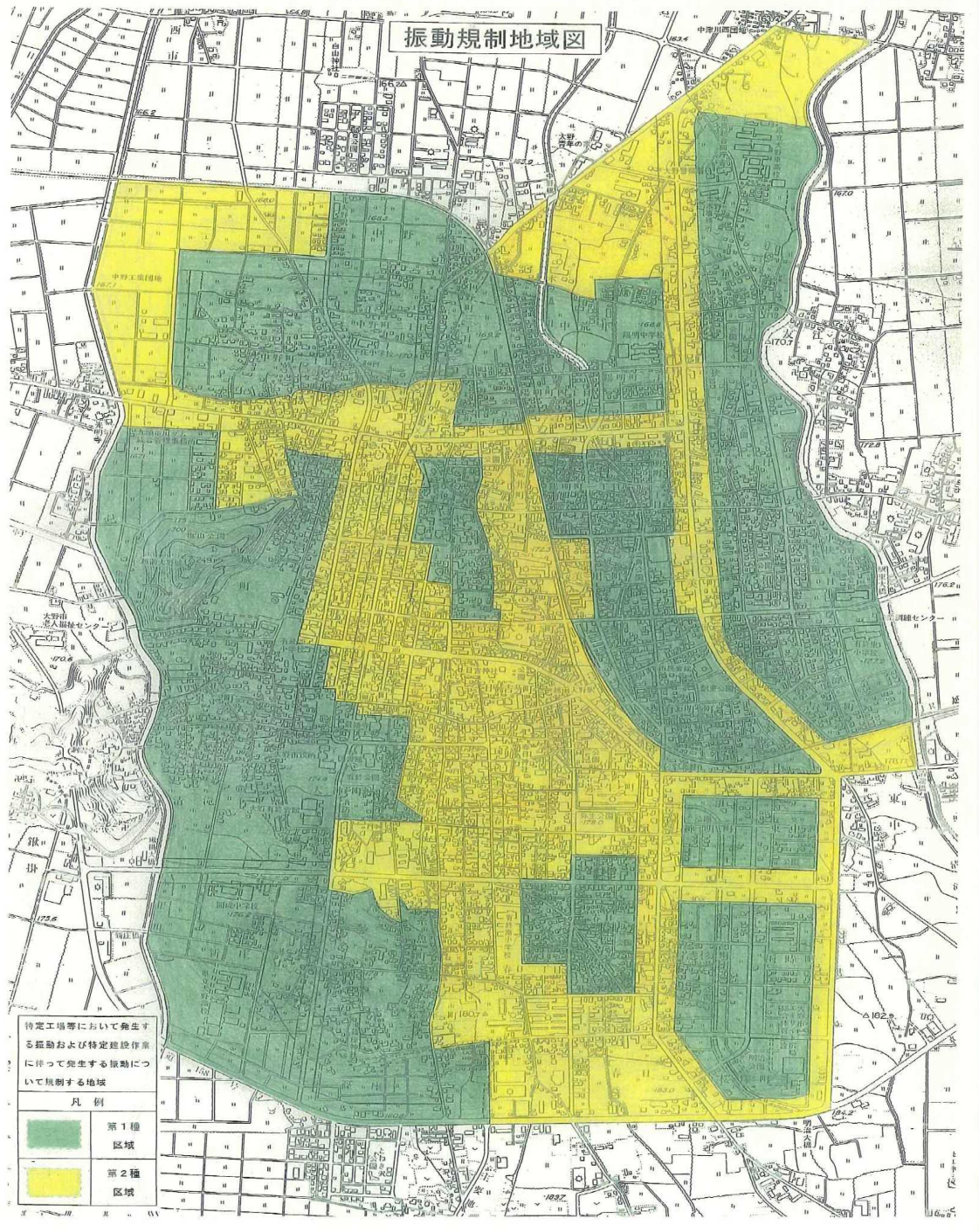
振動とは、振動源である工場、自動車等から地盤振動が発生し、この振動が地表あるいは地中を波動として伝わり、これによって家屋等が振動し、そこに住んでいる人が直接感じたり、戸や障子がガタガタという音や動きによって感じたりするものです。振動による影響は気分がイライラする、不快に感じる、睡眠の妨げになる等の生活妨害を訴えるものが主なものですが、更に振動が大きい場合には壁、タイルのひび割れ、立付けの狂い等の物的障害を訴える例も見られます。

このようなことから、昭和51年6月10日付けで制定された振動規制法では、工場振動、建設振動について規制基準、規制地域等が設けられ、また自動車交通振動についても所要の処置が定められています。

振動の大きさの例

大きさ [デシベル]	人の感覚	屋内状況	震度階級
55以下	揺れを感じない		0
55～65	屋内にいる人の一部が僅かに感じる		1
65～75	屋内にいる人の多くが揺れを感じる	吊り下げた物が僅かに揺れる	2
75～85	屋内にいる人の殆どが揺れを感じる	棚の食器が音を立てることがある	3
85～95	かなりの恐怖感がある	座りの悪い置物が倒れることがある	4
95～105	一部の人は行動に支障を感じる	家具が移動することがある	5弱
	多くの人が行動に支障を感じる	タンスなどの重い家具が倒れることがある	5強
105～110	立っていることが困難になる	重い家具の多くが移動、転倒する	6弱
	はわないと歩くことができない	戸が外れて飛ぶことがある	6強
110以上	自分の意思で行動できない	殆どの家具が大きく移動し、飛ぶものもある	7

振動に係る規制地域
 振動規制法に基づく規制地域



振動に係る規制基準

(1) 特定工場に係る規制基準

振動規制法に基づく規制基準

(平成19年大野市告示第35号)

区域の区分	昼間	夜間
	午前6時～ 午後10時	午後10時～ 翌午前6時
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

※ 学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50m以内の区域の規制基準は当該区域の区分に応じて定める値から5デシベルを減じるものとする。

(2) 特定建設作業に係る規制基準

- 対 象 指定地域内において特定建設作業を行う建設工事施工者
ただし、1日で作業が終了するもの、災害、非常事態等の特例を除く。
- 届 出 作業開始の7日前までに作業実施の届出が必要
- 基 準 特定建設作業の規制基準

(振動規制法施行規則別表第1)

振動の大きさ	特定建設作業場所の敷地境界線で75デシベル以下
夜間、深夜作業の禁止	第1号区域：午後7時～翌午前7時 第2号区域：午後10時～翌午前6時
1日の作業時間の制限	第1号区域：1日につき10時間 第2号区域：1日につき14時間
作業時間の制限	連続して6日間を超えないこと（同一場所において）
日曜日、休日の作業禁止	日曜日、その他の休日

第1号区域：住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域のすべての区域及び工業地域のうち学校、保育所、病院・診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域

第2号区域：工業地域のうち、第1号区域を除く区域

特定建設作業

(振動規制法施行令別表第2)

次の機械を使用する作業	適用
1 くい打機、くい抜機、くい打くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機を除く。
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3 舗装版破砕機を使用する作用	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4 ブレーカーを使用する作業	手持式ものを除く。 作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

振動に係る特定施設

振動規制法に基づく特定施設

(振動規制法施行令第1条)

施設の種類	規模・能力
(1) 金属加工機械	
イ 液圧プレス	矯正プレスを除く。
ロ 機械プレス	すべてのもの。
ハ せん断機	原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。
ニ 鍛造機	すべてのもの。
ホ ワイヤフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。
(2) 圧縮機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
(3) 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。
(4) 織機	原動機を用いるものに限る。
(5) コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。
コンクリート管製造機械及び コンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。
(6) 木材加工機械	
イ ドラムバーカー	すべてのもの。
ロ チッパー	原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。
(7) 印刷機械	原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。
(8) ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。
(9) 合成樹脂用射出成形機	すべてのもの。
(10) 鋳造型機	ジョルト式のものに限る。

令和2年度の推進状況

取り組みを行った施策の概要とその効果

施 策	実 績
(1) 産業公害の防止	なし
(2) 生活型公害の防止	なし

環境管理項目

項 目	平成30年度 実績 (又は30年度末数値)	令和元年度 実績 (又は元年度末数値)	令和2年度 実績 (又は2年度末数値)
振動規制法に基づく特定工場・特定建設作業届出の件数 振動規制法に基づき、特定工場及び特定建設作業として届出された件数 (年度別)	0 件	0 件	3 件
振動に関する苦情処理の件数 1年間の公害苦情処理件数の中で、振動に関する処理件数 (年度別)	0 件	0 件	0 件

振動の現状と対策

令和2年度は振動に関する苦情はありませんでした。主に振動は、工場、作業場、建設現場から騒音とともに発生することが多く、そのため振動を伴う特定建設作業及び特定工場の新設時には、事業者に対して防振対策をとるよう指導しています。

1-7 悪臭の防止

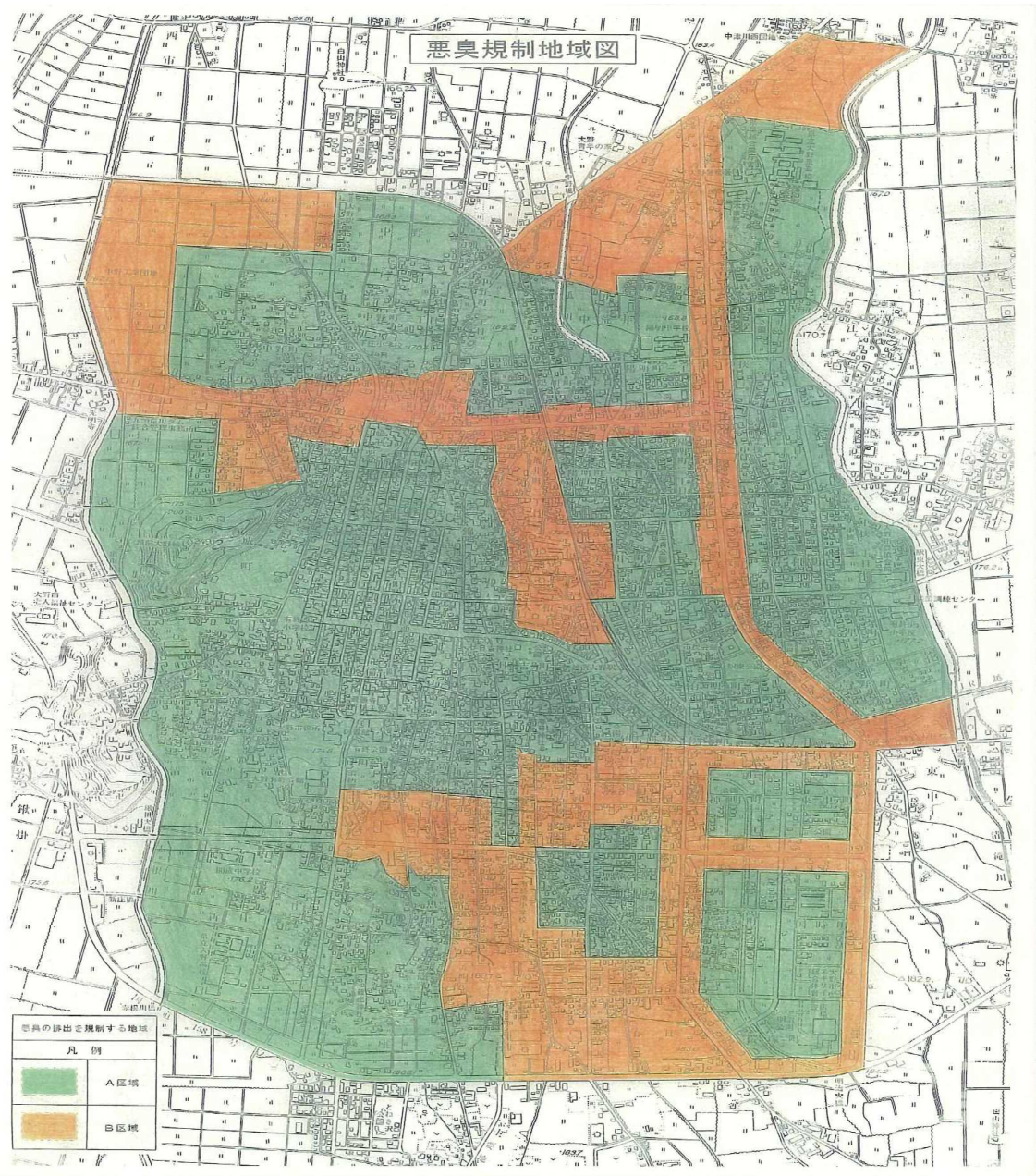
悪臭について

悪臭は、人に不快や嫌悪感等の感覚的な被害を与えるもので、快適な生活環境を損ない、市民生活の向上にあわせ、身近な公害問題として多く発生しています。程度も人により個人差があり、悪臭物質の濃度もほとんどが低濃度でいくつかの物質が複合されているため、その完全な除去は難しく、紛争の解決も困難です。

悪臭による影響は発生源の周辺地域のみに限られ、広域的に影響をおよぼすおそれがないことから、規制地域を指定し、その地域内にある工場や事業場から発生する悪臭の排出について規制し、その事務は政令により市町村長に委任されています。

悪臭に係る規制地域

悪臭防止法に基づく規制地域



悪臭物質の主要発生源

悪臭物質	におい	主要発生源
ア ン モ ニ ア	し尿のような臭い	畜産農業・鶏糞乾燥場・複合肥料製造業・化製場・でん粉製造業・魚腸骨処理場・フェザー処理場・ごみ処理場・し尿処理場・下水処理場等
メチルメルカプタン	腐ったたまねぎ臭	クラフトパルプ製造業・化製場・ごみ処理場・魚腸骨処理場・し尿処理場・下水処理場等
硫 化 水 素	腐ったたまご臭	畜産農場・クラフトパルプ製造業・でん粉製造業・化製場・魚腸骨処理場・ごみ処理場・セロハン製造業・し尿処理場等
硫 化 メ チ ル	腐ったキャベツ臭	クラフトパルプ製造業・化製場・魚腸骨処理場・ごみ処理場・し尿処理場・下水処理場等
二 硫 化 メ チ ル	腐ったキャベツ臭	クラフトパルプ製造業・化製場・魚腸骨処理場・ごみ処理場・し尿処理場・下水処理場等
トリメチルアミン	腐った魚の臭い	畜産農業・複合肥料製造業・魚腸骨処理場・化製場・水産缶詰製造業
アセトアルデヒド	青臭い刺激臭	アセトアルデヒド製造業・酢酸製造業・たばこ製造業・酢酸ビニル製造業・魚腸骨処理場・複合肥料製造業
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げ臭	塗装業・金属製品製造業・自動車修理業・魚腸骨処理場・油脂系食料品製造業・輸送用機械器具製造業 (焼き付け塗装工程を有する事業場等)
ノルマルブチルアルデヒド		
イソブチルアルデヒド		
ノルマルヘキシルアルデヒド		
イソヘキシルアルデヒド		
イソブタノール	刺激的なシンナー臭	塗装業・金属製品製造業・自動車修理業・木工業・繊維業・機械製造業・印刷業・輸送用機械器具製造業・鋳物製造業
酢酸エチル		
メチルイソブチルケトン		
トルエン		
スチレン	都市ガスのような臭い	スチレン製造業・ポリスチレン製造業・SBR製造業・FRP製造業・化粧合板製造業
キシレン		
プロピオン酸	すっぱいような刺激臭	脂肪酸製造業・染色業・畜産事業場・化製場・でん粉製造業等
ノルマル酪酸	むれたくつ下の臭い	畜産事業場・化製場・魚腸骨処理場・鶏糞乾燥場・畜産食料品製造業・ごみ処理場・し尿処理場・でん粉製造業等
ノルマル吉草酸		
イソ吉草酸		

悪臭に係る規制基準

(1) 敷地境界線における規制基準

大気中の濃度の許容限度

(平成 19 年大野市告示第 38 号)

悪臭物質の種類	A 区域	B 区域
アンモニア	1 ppm	2 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm	0.004 ppm
硫化水素	0.02 ppm	0.06 ppm
硫化メチル	0.01 ppm	0.05 ppm
二硫化メチル	0.009 ppm	0.03 ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm	0.02 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	0.03 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	0.07 ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm	0.02 ppm
イソバレルアルデヒド	0.003 ppm	0.006 ppm
イソブタノール	0.9 ppm	4 ppm
酢酸エチル	3 ppm	7 ppm
メチルイソブチルケトン	1 ppm	3 ppm
トルエン	10 ppm	30 ppm
スチレン	0.4 ppm	0.8 ppm
キシレン	1 ppm	2 ppm
プロピオン酸	0.03 ppm	0.07 ppm
ノルマル酪酸	0.001 ppm	0.002 ppm
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm	0.002 ppm
イソ吉草酸	0.001 ppm	0.004 ppm

(2) 煙突等の気体排出口における規制基準

この規制基準は、化学工場などのように煙突その他の気体排出施設から悪臭物質が排出される場合で、悪臭物質の種類ごとに数式により算出して得た流量が基準となっています。

これは、煙突等から悪臭物質が大気中に拡散していく結果、事業場から遠く離れた地域で影響が大きくなるということもあり、これに対処するため、大気中の拡散にかかる最大着地濃度地域における悪臭物質の濃度が、(1)の事業場敷地境界線における規制基準値と等しくなるような算出方法となっています。

ただし、悪臭物質のうち、メチルメルカプタン・硫化メチル・二硫化メチル・アセトアルデヒド・スチレンは適用されません。

気体排出口に係る規制基準 (悪臭防止法施行規則第3条)

$$q = 0.108 \times H_e^2 \cdot C_m$$

q	流量 (m ³ _N /h)
H _e	補正後の排出口の高さ (m)
C _m	物質ごとの規制基準 (ppm)

(3) 事業場からの排水における規制基準

排水については、事業場等からの排水に含まれる悪臭物質が、時間の経過とともに気化、蒸散して悪臭を発生することがあります。このため、悪臭物質の排水中からの大気中への拡散を考慮し、(1)の事業場敷地境界線における規制基準値と等しくなるような算出方法となっています。ただし、特定悪臭物質のうち、メチルメルカプタン・硫化水素・硫化メチル・二硫化メチルのみに適用されます。

排水中の規制基準

(悪臭防止法施行規則第4条)

$$CL_m = k \times C_m$$

CL _m	排水中の濃度 (mg/l)
k	物質の種類及び排水量ごとに定める値 (mg/l)
C _m	物質ごとの規制基準 (ppm)

(4) 臭気指数規制

平成8年4月1日から、複合臭や未規制の悪臭物質に対応するための改正悪臭防止法が施行され、嗅覚測定法を用いて測定される「臭気指数」による規制が導入されました。

自然的、社会的条件から判断して特定悪臭物質規制では生活環境を保全することが十分でない認められる区域があるときは、「特定悪臭物質」の規制基準に代えて、「臭気指数」の規制基準を定めることができます。

敷地境界線における臭気指数の規制基準

(福井県公害防止条例施行規則第6条)

臭気指数	18
<p>1. 臭気の測定場所は、工場等の敷地境界線とする。</p> <p>2. 「臭気指数」とは、気体に係る悪臭の程度に関する値であって、臭気指数の算定方法(平成7年環告63)に定めるところにより、人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで気体の希釈をした場合に、次の式において算定される値をいう。</p> $Y=10 \log X$ <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="text-align: center;"> <p>Y 臭気指数</p> <p>X 人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで気体の希釈をしたときのその希釈の倍数</p> </div> <div style="font-size: 3em; margin-left: 10px;">}</div> </div> <p>3. この規制基準は、悪臭防止法第3条の規定により指定された規制地域以外の地域における悪臭について適用する。</p>	

悪臭に係る特定施設

福井県公害防止条例に基づく特定施設は規制地域制をとらず、これに係る規制基準を「工場等の周辺の人の多数が著しく不快を感じないと認められる程度」と定められています。つまり、規制する悪臭物質を定めず、特定施設を有する事業場等から発生する悪臭について規制することになっています。

悪臭に係る特定施設

(福井県公害防止条例施行規則第4条)

用途	施設の名称
1. 牛、豚又は鶏の飼養場において用いるもの。ただし、牛10頭以上、豚50頭以上(生後2ヶ月未満を除く、繁殖豚にあつては5頭。)、鶏1,000羽以上(生後30日未満を除く。)の飼養の用に供するものに限る。	<p>1. 飼養施設</p> <p>2. 飼料調理施設 (加熱して調理するものに限る。)</p> <p>3. ふん尿処理施設</p>
2. けいふんの乾燥又は焼却を行う工場において用いるもの	<p>1. 乾燥施設</p> <p>2. 焼却施設</p>
3. 死亡獣畜取扱場において用いるもの	<p>1. 解体室</p> <p>2. 汚物処理施設</p> <p>3. 焼却炉</p>
4. 化製場(魚介類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料とする飼料等の製造の工場を含む。)において用いるもの	<p>1. 原料処理施設(原料貯蔵室及び化製室を含む。)</p> <p>2. 煮熟施設</p> <p>3. 圧搾施設</p> <p>4. 汚物処理施設</p> <p>5. 乾燥施設</p>

令和2年度の推進状況

取り組みを行った施策の概要とその効果

施 策	実 績
(1) 産業公害の防止	県と連携し、発生源の事業者に対し指導を行った。
(2) 生活型公害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野外焼却による苦情・通報に速やかに対処した。 ・ 廃棄物の不適正処理を現場確認した場合、指導を行った。

環境管理項目

項 目	平成30年度 実績 (又は30年度末数値)	令和元年度 実績 (又は元年度末数値)	令和2年度 実績 (又は2年度末数値)
悪臭防止法に基づく特定施設届出の件数 悪臭防止法に基づき、悪臭に係る特定施設として届出された件数(累計)	11件	11件	11件
悪臭に関する苦情処理の件数 1年間の公害苦情処理件数の中で、悪臭に関する処理件数(年度別)	6件	1件	1件

悪臭の現況と対策

本市における悪臭に係る苦情は、より快適な生活環境を求める市民意識の向上に伴い例年発生しています。

また、県条例に定められている特定施設以外の施設や、悪臭規制地域以外での苦情があり、今後とも特定施設や規制地域にとらわれず、悪臭の防止対策が必要になります。

令和2年度の悪臭に対する苦情申立は1件でした。悪臭被害に対する対策は解決の難しいものが多いのですが、事前の予防に努めるためにも市民各自の注意を喚起していきます。

また、「大気汚染の防止」の項目で報告した野焼きによる苦情の中にも悪臭によるものがありますので、悪臭の発生を防止するためにも野外焼却の禁止を訴えていく必要があります。

1-8 典型7公害以外の公害への対策

典型7公害以外の公害について

大気汚染、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染、騒音、振動、悪臭は典型7公害といわれ、防止や規制に関する法律が制定されていますが、それ以外に市民生活や事業活動に伴い発生する日照障害、電波障害、低周波空気振動、不法投棄やダイオキシン類などの化学物質による環境ホルモン等の典型7公害に含まれない公害が問題となっています。

大野市では平成13年度より環境監視員を委嘱し、環境汚染の未然防止を中心とした情報の提供や市民への指導及び環境保全活動を積極的に推進するとともに、市民の環境保全意識の高揚を図り、さまざまな公害問題に対する調査研究と監視、情報提供、指導に取り組んでいます。

令和2年度の推進状況

取り組みを行った施策の概要とその効果

施 策	実 績
(1) 産業公害の防止	市内15件の事業所と公害防止協定を締結している。
(2) 生活型公害の防止	<ul style="list-style-type: none">・奥越ブロック廃棄物不法処理防止連絡協議会と連携し、合同パトロールを行った。・県奥越健康福祉センターと毎月1回の環境パトロールを実施した。・散歩中に出たペットのふんを、持ち帰って始末するよう広報等で啓発した。・苦情・通報時に速やかに対応した。
(3) 化学物質対策の推進	P R T R制度に基づいて、市内で第一種指定化学物質を扱う事業所数を把握し、情報を収集している。

環境管理項目

項 目	平成30年度 実績 (又は30年度末数値)	令和元年度 実績 (又は元年度末数値)	令和2年度 実績 (又は2年度末数値)
公害防止協定の締結数 福井県公害防止条例及び大野市環境保全条例等に基づき、大野市と公害防止協定を締結した工場、事業場数 (累計)	14 事業所	15 事業所	15 事業所
環境マネジメントシステム導入の事業所数 市内の事業所等において、ISO14001などの環境マネジメントシステムを認証取得した事業所数 (累計)	5 件	不明	不明
典型7公害以外の公害に関する苦情処理の件数 1年間の公害苦情処理件数の中で、典型七公害以外の公害に関する処理件数 (年度別)	14 件	3 件	9 件
PRTR届出事業所数・届出排出量 PRTR制度に基づき、第一種指定化学物質の排出量について、市内で届出をした事業所数 (累計) と、その1年間の排出量 (年度別)	11 件 12, 605 kg	11 件 12, 493 kg	12 件 13, 213 kg

その他の公害の現況と対策

大野市において申し立てられる典型7公害以外の苦情は、その一部が不法投棄によるものです。私有地に投棄された古タイヤ等が報告されることが多く、行為者の特定が困難な状態です。また、空き缶やごみの入った袋を拾ったという環境監視員からの定期報告も多く見られます。犬のふんの不始末についても一部の地域で問題になっており、特に春先に苦情が寄せられています。

不法投棄に対しては、県と合同で定期パトロールを実施し、不法投棄の頻発するか所で監視カメラを設置するなど防止に努めています。また、市報の記事等で不法投棄や犬のふんの不始末をやめるよう、マナーアップ啓発を行っています。

第2章 自然の構成要素の保全

2-1 水の保全

自然環境に配慮した水質、水量、水生生物、水辺等を総合的にとらえ、安全性を確保しながら水循環共生都市の構築を目指します。

大野市の象徴でもある豊かな湧水を維持又は復元するため、昭和50年代の地下水位を目指します。

大野市内の河川や水路において流水量を確保し、豊かな水の流れを楽しめる環境を目指します。

令和2年度の推進状況

取り組みを行った施策の概要とその効果

施 策	実 績
(1)水循環の構築	<ul style="list-style-type: none">・国・県・関係団体で構成する大野市水循環・湧水文化再生推進連絡協議会を開催し、それぞれの施策の情報交換を行うとともに、市域を一つの流域と捉え、水循環の更なる健全化に向けた総合的な計画としての「大野市水循環基本計画」の策定にかかる検討を行った。・伐採届のあった事案等に対して、大野市森林整備計画における公益的機能別施業森林の区分に基づく森林の伐期齢や更新方法をチェックし、公益的機能の保全を図った。・環境保全型農業支援事業において、生物多様性保全を目的に実施する冬季湛水管理への取り組みに支援した。
(2)河川水の保全	<ul style="list-style-type: none">・市内工場・事業所からの工場排水について4か所で水質検査を実施した。1か所で基準値を超える結果となったため、基準値を遵守するよう依頼した。
(3)地下水の保全	<ul style="list-style-type: none">・地下水採取者について、建築確認申請時の地下水採取届出書などの関係書類の提出や地下水の融雪利用の禁止などを指導した。・市報による節水等の啓発を行った。
(4)水道水の保全	<ul style="list-style-type: none">・測定により正確な流量の把握に努めた。・漏水時に速やかに対応し、修繕を行った。

環境管理項目

項 目	平成30年度 実績 (又は30年度末数値)	令和元年度 実績 (又は元年度末数値)	令和2年度 実績 (又は2年度末数値)
上水道の給水人口 上水道事業に基づく給水人口 総数(累計)	4,586人	4,573人	4,559人
簡易水道の給水人口 簡易水道事業に基づく給水人口 の総数(累計)	7,968人	7,499人	7,333人

2-2 空気の保全

公園面積を増加し、緑豊かな環境で空気を守ります。

身近に緑に接することができる環境を増やします。

生け垣や社寺周辺の森等の集落地域における緑地面積を現状維持し、個性豊かな緑地環境を保全します。

山間部において夜空の光環境を維持し続け、星空の楽しめる環境を保全します。

令和2年度の推進状況

取り組みを行った施策の概要とその効果

施 策	実 績
(1) 緑化の推進	公園内の樹木の維持管理を行った。
(2) 星空観察の推進	南六呂師地区において、光害対策を検討するため、屋外照明調査及び光害対策型モデル等設置及び地区住民へのアンケート調査を実施した。

環境管理項目

項 目	平成30年度 実績 (又は30年度末数値)	令和元年度 実績 (又は元年度末数値)	令和2年度 実績 (又は2年度末数値)
街路樹の整備延長 国道、県道、市道における街路樹の設置された道路延長の総数(累計)	20,310m 国県道 5路 8,482m 市道 15路 11,828m	20,310m 国県道 5路 8,482m 市道 15路 11,828m	20,310m 国県道 5路 8,482m 市道 15路 11,828m
都市公園の整備面積 都市計画法に基づき整備された公園において供用が開始されている公園の総面積(累計)	41.57ha	41.57ha	41.57ha
夜空の明るさ スターウォッチングによる観察記録結果(年度別)	平成25年度より観測していないため、データなし	平成25年度より観測していないため、データなし	平成25年度より観測していないため、データなし

2-3 土壌の保全

かん養地において砂れき層を完全に保存し、地下浸透する仕組みを守ります。

山間部等の地下水かん養源に位置する土壌は、多量の土砂採取や地下水採取を行わず、地形改変を防ぎます。

令和2年度の推進状況

取り組みを行った施策の概要とその効果

施 策	実 績
(1) 砂れき層の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年2月に大野砂利採取販売協同組合と大野市の間で締結した大野市内における「砂利採取に係る協定書」に基づき砂れき層の保全に取り組んだ。 <ul style="list-style-type: none"> ◆砂利採取禁止区域と抑制区域の設定 ◆協定期間3年間（自動継続） ・4件の砂利採取に対して意見を提出した。
(2) 地盤の保全	開発行為の事前協議時に地域に応じて砂利層の保全に関する意見を付した。

環境管理項目

項 目	平成30年度 実績 (又は30年度末数値)	令和元年度 実績 (又は元年度末数値)	令和2年度 実績 (又は2年度末数値)
おか砂利採取面積 市内の水田等において、帯水層である砂れき層の砂利等を採取した面積の総数（累計）	0 m ² (砂利採取のための農地の一時転用許可数値)	15,576 m ² (砂利採取のための農地の一時転用許可数値)	7,532 m ² (砂利採取のための農地の一時転用許可数値)

第3章 自然環境の体系的保全

3-1 河川環境の保全

自然環境に配慮した河岸の整備を行い、循環共生機能の保全に努めます。

昔ながらの自然的な環境が残されている水路は、周辺の環境と体系的な保全を図ります。

多様な生物が生息できる河川環境の創出を目指します。

ダム下流域の河川環境の保全や自然再生に向けた取り組みなど、関係機関と調整を行い、自然と調和した豊かな水辺空間や親水空間を整備し、水を五感で感じられる環境づくりに努めます。

令和2年度の推進状況

取り組みを行った施策の概要とその効果

施 策	実 績
(1)河川環境の整備	なし
(2)水辺の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・広域ごみ処理施設の休日受付日を設け、各地区の社会奉仕活動を促進した。 ・地区の社会奉仕で集められた河川汚泥を回収運搬し、清掃活動を促進した。 ・和泉地区でクリーンアップ大作戦を開催した。 ・奥越ブロック廃棄物不法処理防止連絡協議会と連携を図った。 ・毎月1回、福井県奥越健康福祉センターと合同環境パトロールを実施した。 ・「広報おおの」により啓発を行った。 ・環境監視員18名を委嘱、パトロールや意識啓発活動を実施した。 ・地域住民による河川除草活動は37地区において計55.07ha実施された。 ・真名川左岸、君ヶ代橋周辺のサイクリングコースの保全に努めた。 ・各公民館所管地区で、清掃活動（奉仕作業）を実施している。 上庄公民館：環境美化看板の設置 下庄公民館：まちづくり団体による河川パトロールの実施

環境管理項目

項 目	平成30年度 実績 (又は30年度末数値)	令和元年度 実績 (又は元年度末数値)	令和2年度 実績 (又は2年度末数値)
河川・水路における自然環境に配慮した河岸の整備延長 市内を流れる河川、水路等において、自然環境の保全に配慮し多様な動植物の生息環境が創出された整備延長(累計)	0 m	0 m	0 m

3-2 湧水地環境の保全

記録に残されている湧水地について、周辺環境の整備に努めます。

池や沼を本来の姿に復元し、多様な生物と触れ合うことができる環境の整備に努めます。

地域住民による湧水地の保全活動を促進します。

令和2年度の推進状況

取り組みを行った施策の概要とその効果

施 策	実 績
(1) 湧水地の保全	<ul style="list-style-type: none"> 地下水による融雪禁止や節水等について、建築確認申請時の指導と市報や市ホームページ及びチラシによる啓発を行った。 イベント時に「ふくいのおいしい水」のPRを行った。 中野清水を守る会をH30年度に「福井ふるさと百景活動団体」に認定し、県費の助成を得ながら環境保全活動を行った。
(2) 湧水地の復元	<ul style="list-style-type: none"> 中野清水及び義景清水で湧水量の調査を実施した。 湧水地の地下水位、湧出量の調査を行っている。 本願清水イトヨの里を管理運営した。
(3) 地域住民による保全活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 広域ごみ処理施設「ビュークリーンおくえつ」の休日受付日を設け、各地区の社会奉仕活動を促進した。 地域住民・団体等の協力を得て、清掃などの保全活動を行った。 森づくり団体による環境美化及び保全活動を含めた森づくり活動を推進した。

環境管理項目

項 目	平成30年度 実績 (又は30年度末数値)	令和元年度 実績 (又は元年度末数値)	令和2年度 実績 (又は2年度末数値)
湧水地の数 市内の湧水地の総数(累計)	25か所	25か所	25か所

3-3 農地環境の保全

無秩序な農用地の転用を抑制し、美しい田園環境を守ります。

田畑の土壌汚染を防止し、おいしく安全な農作物を育む肥えた土壌を確保します。

農薬や肥料の適正使用と家畜排せつ物などの適正処理に努めます。

水資源のかん養等の農業・農村が持つ多面的機能の維持や増進に努めます。

令和2年度の推進状況

取り組みを行った施策の概要とその効果

施 策	実 績
(1) 農用地の保全	<ul style="list-style-type: none">・ 全戸配布である農業委員会広報誌にて、農地法に基づく農地転用許可にかかる周知を行った。・ 農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律に基づき適正な運用に努めた。・ 8月に農地一斉パトロールを実施したほか、随時、農業委員及び農地利用最適化推進委員が担当地区を確認した。・ 県主催による農薬安全使用講習会や農薬管理指導士、JAを通じて適正な農薬や肥料の管理及び使用、適切な土づくりの啓発に努めた。・ 有機JAS認定取得にかかる経費や堆肥の購入や散布にかかる経費に対して支援し、有機農業や堆肥の利用による環境調和型農業の実施を推進した。・ 関係機関・団体とともに県特別栽培農産物認証制度やエコファーマー、里の恵み等の認証制度の普及推進に努めた。・ 県主催による農薬安全使用講習会や農薬管理指導士、JAを通じてポジティブリスト制度の周知を図った。
(2) 農用地の周辺環境の創造	なし

数値目標及び達成状況

<農用地面積の目標値>

項 目	目標値
農 用 地 面 積	3, 9 0 0 h a

環境管理項目

項 目	平成30年度 実績 (又は30年度末数値)	令和元年度 実績 (又は元年度末数値)	令和2年度 実績 (又は2年度末数値)
農用地面積 農業振興整備計画における集 計値(12月31日時点)	4, 1 5 3. 3ha (参考) 3, 9 8 9ha (2015センサス による経営耕地+耕 作放棄地)	4, 1 5 2. 1ha (参考) 3, 9 8 9ha (2015センサス による経営耕地+耕 作放棄地)	4, 1 5 8. 5ha

3-4 山林環境の保全

天然林については形態別面積を現状維持し、針葉樹や広葉樹の保全を図ります。

公益的機能が高い健全な森林の保全に努めます。

環境保全に配慮した林道網の整備に努めます。

令2年度の推進状況

取り組みを行った施策の概要とその効果

施 策	実 績
(1) 森林の保全と創造	<ul style="list-style-type: none">・ナラの木などの広葉樹の保存や、松くい虫に対する防除対策を行った。・林業従事者の確保のため、森林組合の共済掛け金を負担した。・林地開発行為の工期延長が2件あった。小規模林地開発行為の新規届出が1件あった。・開発行為終了か所がなく、新たに緑化実施の指導か所はなかった。・大野市森林整備計画に基づいた造林等が適正に行われるよう指導した。
(2) 山林環境の保全	国・県の補助事業を活用し、市有林の間伐や保育を実施した。また、私有林については、森林組合に対し補助するなどし、森林整備や適正な維持管理活動の促進を図った。

数値目標及び達成状況

<森林面積の目標値>

項 目	目標値
森 林 面 積	75,871 ha

環境管理項目

項 目	平成30年度 実績 (又は30年度末数値)	令和元年度 実績 (又は元年度末数値)	令和2年度 実績 (又は2年度末数値)
形態別森林面積 市内の森林について、人工林 (針葉樹、広葉樹)、天然林(針 葉樹、広葉樹)、竹林、無立木 地などの区分による森林面積 (累計)	75,840ha 人工林 19,691ha 天然林 52,432ha その他 3,718ha ※総数と内訳が一致しない のは四捨五入のため (H30.3.31時点)	75,827ha 人工林 19,715ha 天然林 52,411ha その他 3,702ha ※総数と内訳が一致しない のは四捨五入のため (H31.3.31時点)	75,825ha 人工林 19,688ha 天然林 52,445ha その他 3,692ha ※総数と内訳が一致しない のは四捨五入のため (R2.3.31時点)
広葉樹の植林面積 市内において、1年間に広葉 樹を植林した面積の総数(年 度別)	0ha	0ha	0ha

第4章 生物の多様性の確保

4-1 生物の保存

確認又は捕獲された希少野生生物については市内で絶滅しないように保護対策を推進します。

身近な生物の調査を進め、実態把握に努めます。

令和2年度の推進状況

取り組みを行った施策の概要とその効果

施 策	実 績
(1) 希少野生生物の種の保存	本願清水イトヨの里においてイトヨ生息地の保護を行っている。
(2) 身近な生物との触れ合いの確保	総合的な学習の時間等において、生き物の調査や観察を行った。

環境管理項目

項 目	平成30年度 実績 (又は30年度末数値)	令和元年度 実績 (又は元年度末数値)	令和2年度 実績 (又は2年度末数値)
希少生物の確認種数 環境省レッドデータブック等により希少性が認められている生物について、市内で確認された種の総数 (福井県レッドデータブック：最終更新2016年)	哺乳類 8種 鳥類 46種 爬虫類 5種 両生類 7種 淡水魚類 13種 昆虫類 140種 陸産貝類 32種 淡水産貝類 6種 (福井県レッドデータブック2016年より)	哺乳類 8種 鳥類 46種 爬虫類 5種 両生類 7種 淡水魚類 13種 昆虫類 140種 陸産貝類 32種 淡水産貝類 6種 (福井県レッドデータブック2016年より)	哺乳類 8種 鳥類 46種 爬虫類 5種 両生類 7種 淡水魚類 13種 昆虫類 140種 陸産貝類 32種 淡水産貝類 6種 (福井県レッドデータブック2016年より)
希少生物の確認地点数 上記の希少生物の生息が確認された地点の総数 (福井県レッドデータブック：最終更新2016年)	福井県レッドデータブック2002年版においては、希少生物の確認地点が掲載されていたが、2016年版においては掲載されていない。	福井県レッドデータブック2002年版においては、希少生物の確認地点が掲載されていたが、2016年版においては掲載されていない。	福井県レッドデータブック2002年版においては、希少生物の確認地点が掲載されていたが、2016年版においては掲載されていない。

4-2 生息環境の保全

希少野生生物の生息が確認されたときは、生息環境の保全に努めます。

大野市内で生息が確認されている生物については、その生息環境と一体的な保護に努めます。

鳥獣保護と有害鳥獣対策の推進に努めます。

外来生物が地域の生態系や人間生活等に与える影響を正しく理解し、防除方法などの普及啓発に努めます。

学校や公園などの公共空間での野生生物の生息・生育場所の復元を推進します。

令和2年度の推進状況

取り組みを行った施策の概要とその効果

施 策	実 績
(1)生態系の保全	<ul style="list-style-type: none">有害鳥獣対策として、集落へイノシシ捕獲用檻を貸し出し、また電気柵設置に係る費用の補助を行った。要注意外来生物であるセイタカアワダチソウの駆除について、市のホームページで呼びかけた。
(2)ビオトープの復元と創出	小学校において、メダカや微生物、植物等の観察や、環境保全活動を行うなど、ビオトープを活用した環境教育を実施した。

第5章 良好な景観形成及び歴史的文化的遺産の保存

5-1 良好な景観形成

大野市における優れた自然景観が形成されている地区を重点的に守ります。

基準に基づき屋外広告物を減らし、城下町にふさわしい歴史性豊かなまち並み景観を保全、育成していくとともに、市民や事業者等の参画を得て、緑豊かで心安らぐ景観誘導に努めます。

令和2年度の推進状況

取り組みを行った施策の概要とその効果

施 策	実 績
(1) 自然景観の保全	なし
(2) 公共施設の景観整備	なし
(3) まち並み景観の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・七間通り、五番通り、寺町通りを景観形成地区に指定し、構築物の設置や家屋の改修に対して景観の誘導を行っている。 ・高層建築物や屋外広告物に対して景観を乱さないよう、形状や色について指導を行っている。

環境管理項目

項 目	平成30年度 実績 (又は30年度末数値)	令和元年度 実績 (又は元年度末数値)	令和2年度 実績 (又は2年度末数値)
景観形成地区の指定面積 大野市都市景観条例に基づき指定された景観形成地区の面積の総数(累計)	8.2ha	8.2ha	8.2ha
景観誘導の件数 大野市都市景観条例に基づく都市景観形成地区内の届出行為や、大規模建築物等の届出行為について、良好な景観の保全あるいは創出に向けて誘導を行った件数(年度別)	16件	5件	16件

5-2 歴史的文化的遺産の保存

大野市内で各年代層から確認されている遺跡について、周辺の環境と一体的な保全に努めます。

文化財や歴史資料について、その恒久的な保全や保護に努めるとともに、市民等に対して保全や保護に対する意識の普及や歴史的文化的知識の高揚を図ります。

大野市内に分布する埋蔵文化財について、開発行為等に先立つ調査を実施し、法令に基づき保全します。

より多くの市民や訪問者に大野市の歴史的文化的特性を普及し、博物館等の入館者数の増加を目指します。

令和2年度の推進状況

取り組みを行った施策の概要とその効果

施 策	実 績
(1)文化財とその周辺の保全対策の実施	開発行為に先立つ埋蔵文化財の有無確認のための試掘調査を2件実施した。
(2)地域文化の伝承の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・無形民俗文化財の保存団体に補助金を交付した。 ・結の故郷伝統文化伝承条例に基づき「おおの遺産」を1件認証した。

環境管理項目

項 目	平成30年度 実績 (又は30年度末数値)	令和元年度 実績 (又は元年度末数値)	令和2年度 実績 (又は2年度末数値)
歴史概要が表示された遺跡の地点数 市内の古代遺跡等について、その歴史概要が表示されている遺跡等の地点の総数(累計)	22地点 (平成30年度0地点)	22地点 (令和元年度0地点)	22地点 (令和2年度0地点)
指定文化財の点数 国、県、市により指定された文化財の総数(累計)	143点 (平成30年度7点)	143点 (令和元年度0点)	143点 (令和2年度0点)
埋蔵文化財の確認件数 市内で確認された埋蔵文化財件数の総数(累計)	157件 (平成30年度0点)	157件 (令和元年度0点)	157件 (令和2年度0点)

第6章 地下水の合理的利用及びかん養対策

6-1 地下水の合理的利用

大野市地下水保全計画に定める地下水の保全目標を達成し、地下水位については、昭和50年代の水位を目指します。

地下水質については、自然的要因を除いて水道水の水質基準に適合する事を目指します。

大野市地下水保全条例に基づき、利用状況の適正な届出と管理を推進します。

令和元2年度の推進状況

取り組みを行った施策の概要とその効果

施 策	実 績
(1) 節水対策の実施	<ul style="list-style-type: none">地下水保全基金について、9件（8団体・個人）から寄付を受けた。市のホームページにおいて節水等の啓発を行った。
(2) 地下水採取に対する規制の強化や指導	<ul style="list-style-type: none">建築確認申請時に地下水採取届出書の提出を指導し、未提出者へ催促を行った。該当する地下水採取者へ、水量測定器設置及び採取量報告を徹底するよう指導した。地下水による融雪禁止について、建築確認時に指導した。また、市報や市ホームページ及びチラシによる啓発を行った。平成元年の有機塩素溶剤による地下水汚染の対策として定期的な水質調査を、年4回、18か所で実施し、動向を監視した。また、当該地下水汚染の対策として、市内3か所に仮設ポンプを設置し、地下水汲み上げによる浄化等を行い、汚染防止に努めた。地下水の水質調査結果を公開し、水質保全意識の向上に努めた。県主催による農薬安全使用講習会や農薬管理指導士、JAを通じて適正な農薬や肥料の管理及び使用、適切な土づくりの啓発に努めた。

施 策	実 績
(3) 地下水利用に関する調査研究や情報収集の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回市内全域の41か所で40項目にわたる詳細な水質調査を実施した。 ・簡易観測井を16か所設置している。市民に委託し、1日1回手測りにより水位を計測し、水位表示板に掲示した。 ・標準観測井を郊外2か所（篠座・下据）に設置し、自動計測を行っている。 ・精査観測井を3か所（日吉町・菖蒲池・堂本）に設置し、自動計測を行っている。同一地点の浅深2本の井戸を設置している。 ・その他（簡易・標準・精査以外）の観測井を郊外8か所に設置し、自動計測を行っている。 ・地下水採取量報告の取りまとめを行った。（令和2年度末 52事業所 78測定器） ・中野清水・義景清水で湧水量の調査を実施した。
(4) 地下水保全に対する教育や広報の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・水の大切さを学ぶための出張授業を市内の小学校2校で実施。 ・地下水について、市報による節水等の啓発を行った。また、水の週間には、イトヨの里館長である森教授のレクチャーや新堀川イトヨ生息調査、中学生ボランティア参加によるイトヨの里の観察池の池底清掃などを、3日間にわたって実施した。 ・令和2年3月に、水に関する学習研究施設「越前おおの水のがっこう」を開設した。

数値目標及び達成状況

<地下水質の目標値>

項 目	目標値	令和2年度達成状況
水道水の水質基準	基準に適合	<p>41地点の地下水について、40項目にわたる水質基準の調査を実施したところ、ほとんどの地点で基準に適合。</p> <p>牛ヶ原で鉄やマンガン等が基準に不適合だったが自然的要因のため問題はない。</p> <p>その他の不適合地点も再検査等の結果、地下水汚染は確認されなかった。</p>

<地下水位の目標値>

項目	目標値	令和2年度達成状況
御清水観測井の地下水位	1. 2m未満	1. 17m
春日公園観測井の地下水位	5. 5m未満	5. 82m
菖蒲池観測井（浅井戸）の地下水位	7. 0m未満	7. 20m

※各観測井の11月平均地下水位

環境管理項目

項目	平成30年度 実績 (又は30年度末数値)	令和元年度 実績 (又は元年度末数値)	令和2年度 実績 (又は2年度末数値)
水量測定器の設置数 市に届出を行った水量測定器の数 下水道に加入し水量測定器を設置した数	【地下水】 ・平成30年度内設置数 1事業所 1測定器 ・総数 54事業所 80測定器 【下水道】 平成30年度内設置数 計 87基 総数1, 871基 ※子メーターの設置数も含めて積算	【地下水】 ・令和元年度内設置数 1事業所 1測定器 ・総数 54事業所 80測定器 【下水道】 令和元年度内設置数 計 134基 総1, 898数基 ※子メーターの設置数も含めて積算	【地下水】 ・令和2年度内設置数 0事業所 0測定器 ・総数 52事業所 78測定器 【下水道】 令和2年度内設置数 計 104基 総2, 078数基 ※子メーターの設置数も含めて積算
地下水循環再利用施設の設置数 市が補助を行った地下水循環再利用施設の総数(累計)	1件 (平成30年度 0件)	1件 (令和元年度 0件)	1件 (令和2年度 0件)
雨水貯留施設の設置数 市が補助を行った雨水貯留施設の総数(累計)	13件 (平成30年度 2件)	13件 (令和元年度 0件)	13件 (令和2年度 0件)
地下水保全条例に基づく届出の件数 地下水保全条例に基づき、届出された揚水機の総数(年度別)	4件	2件	0件
地下水の水質汚濁に係る環境基準の達成率 1年間の地下水質測定結果について、地点及び項目ごとの測定結果が環境基準を満足した回数/全測定回数に占める割合(年度別)	99.46% 調査地点 42地点 調査項目 40項目 基準値超 9点	99.40% 調査地点 42地点 調査項目 40項目 基準値超 10点	99.57% 調査地点 41地点 調査項目 40項目 基準値超 7点
有機塩素化合物の汚染濃度 定期的な地下水質測定結果の地点における有機塩素化合物の濃度(年度別)	発生源0.0470~0.0021mg/l その他0.0088~0.0005mg/l 未満 基準値超過回数 1/72	発生源0.0210~0.0021mg/l その他0.0120~0.0005mg/l 未満 基準値超過回数 3/70	発生源0.0170~0.0025mg/l その他0.0190~0.0005mg/l 未満 基準値超過回数 3/72

項 目	平成30年度 実績	令和元年度 実績	令和2年度 実績
	(又は30年度末数値)	(又は元年度末数値)	(又は2年度末数値)
地下水位 市内の観測井における定期的な地下水位測定結果(年別)	【春日観測井】 月平均水位 1月 3.93m 2月 5.16m 3月 3.39m 4月 3.40m 5月 3.17m 6月 4.03m 7月 3.69m 8月 3.44m 9月 3.33m 10月 4.09m 11月 6.02m 12月 6.22m	【春日観測井】 月平均水位 1月 5.09m 2月 4.98m 3月 6.05m 4月 6.25m 5月 4.79m 6月 4.31m 7月 3.98m 8月 3.50m 9月 3.91m 10月 5.48m 11月 6.46m 12月 6.43m	【春日観測井】 月平均水位 1月 4.90m 2月 4.35m 3月 4.66m 4月 5.02m 5月 4.11m 6月 4.12m 7月 3.01m 8月 3.00m 9月 4.02m 10月 5.29m 11月 5.82m 12月 6.14m
	年平均 4.16m 最高水位 2.87m 最低水位 6.94m	年平均 5.10m 最高水位 3.16m 最低水位 6.98m	年平均 4.53m 最高水位 2.64m 最低水位 6.45m
地下水警報発令日数 地下水位測定結果に基づき、降雪期(12月～翌年3月)において市が発令する地下水警報の日数(年度別)	0日	0日	0日
地下水保全活動助成 市民、市民団体、条例に定める抑制地域内の事業所による地下水等の調査研究、営発活動、施設整備に係る補助金の交付件数	0件	0件	0件

6-2 地下水かん養対策

無秩序な農用地の転用を抑制し、特にかん養域での対策を推進します。

雨水浸透施設の普及及び水田湛水の拡大など、地下水のかん養対策を推進します。

浸透性の高い基盤整備を推進します。

令和2年度の推進状況

取り組みを行った施策の概要とその効果

施 策	実 績
(1) 地下水かん養対策の推進	冬季の間水田湛水を継続実施した。 (かん養面積29.97ha)
(2) 新しい水源の確保	なし

環境管理項目

項 目	平成30年度 実績 (又は30年度末数値)	令和元年度 実績 (又は元年度末数値)	令和2年度 実績 (又は2年度末数値)
水田湛水面積 市内の水田において、地下水 かん養を目的として人工的に 湛水した土地の面積(年度別)	29.91ha	30.00ha	29.97ha
雨水浸透施設の設置数 市内で雨水浸透施設を設置し た総数(累計)	3件 (平成30年度0件)	3件 (令和元年度0件)	3件 (令和2年度0件)
市駐車場における浸透 性舗装の面積 市駐車場において、浸透性舗 装を施工した舗装面積の総数 (累計)	4,010㎡	4,010㎡	4,010㎡
市道における浸透性舗 装の延長及び面積 市内の市道において、浸透性 舗装を施工した道路の総延長 と総面積(累計)	372m 1,310㎡	372m 1,310㎡	372m 1,310㎡
農道における浸透性舗 装の延長及び面積 市内の農道において、浸透性 舗装を施工した道路の総延長 と総面積(累計)	0m	0m	0m
林道における浸透性舗 装の延長及び面積 市内の林道において、浸透性 舗装を施工した道路の総延長 と総面積(累計)	0m	0m	0m
農業用の排水路におけ る浸透施設の設置数及 び面積 市内の農業用の排水路におい て、地下浸透を配慮した施設 の設置数と総面積(累計)	浸透枘17か所 排水路延長1,604m	浸透枘17か所 排水路延長1,604m	浸透枘17か所 排水路延長1,604m
河川及び水路における 浸透性素材を用いた河 床の延長及び面積 市内の河川において、地下浸 透を配慮した河床の工事を施 工した水路総延長と総面積 (累計)	0m	0m	0m

第7章 資源及びエネルギーの有効利用

7-1 自然エネルギーの利用

太陽光や風力等を利用した発電施設の設置世帯や事業場を増やし、自然エネルギーを利用する生活様式や事業活動の定着を目指します。

バイオマスエネルギー等の新エネルギーの調査・研究に取り組みます。

令和2年度の推進状況

取り組みを行った施策の概要とその効果

施 策	実 績
(1) 自然エネルギー利用の促進	・ 市庁舎及び結とびあの太陽光発電設備で21,252kWh 発電した。
(2) 関係機関と連携した調査研究の充実	なし

環境管理項目

項 目	平成30年度 実績 (又は30年度末数値)	令和元年度 実績 (又は元年度末数値)	令和2年度 実績 (又は2年度末数値)
電力使用量 北陸電力株奥越営業所資料に基づき算出する1年間の使用電力量で、電灯及び電力の使用電力総量 (年度別)	非公開	非公開	非公開
太陽光発電売電件数 1年間に太陽光発電による余剰電力分を電力会社に売却(売電)した件数 (年度別)	312件 ※H31.3月にFIT制度により売電した件数	323件 ※R2.3月にFIT制度により売電した件数	334件 ※R3.3月にFIT制度により売電した件数

7-2 省資源、省エネルギーの推進

日常生活用品や事務用品等の様々な物資の使用を削減し、物を大切にする意識の定着を図り循環型社会を推進します。

環境への負荷が少ない省エネルギー商品を優先的に購入し、環境に配慮した市民生活や事業活動を行います。

電力使用量を減少させ、無駄な電力消費をしないように取り組みます。

令和2年度の推進状況

取り組みを行った施策の概要とその効果

施 策	実 績
(1)省資源の推進	・ごみの分別等についての説明会や出前講座等で、ごみの発生抑制についての啓発を行った。
(2)省エネルギーの推進	・大野市環境マネジメントマニュアルに基づき、公共施設における電力及び化石燃料等使用量削減に取り組んだ。 ・県民運動「LOVE・アース・ふくい」に参画し、市HPや広報等で取り組みを紹介するなど普及啓発を行った。
(3)グリーンITの推進	省電力型のパソコン72台、プリンタ4台を購入した。

第8章 廃棄物の減量及びサイクルの推進

8-1 廃棄物の減量

ごみの発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rの取り組みを通して循環型社会を構築します。

令和2年度の推進状況

取り組みを行った施策の概要とその効果

施 策	実 績
(1) ごみの発生抑制	<ul style="list-style-type: none">・ごみの分別等についての説明会やお届け講座などで消費者への啓発を行った。・越前おおの環境塾出前講座で小学生を対象とした講習を実施した。・事業者からの廃棄物処理に関する問合せに等に対して、適正な処理方法等を指導した。・工事で発生する産業廃棄物の適正処理に関して、その請負者に対してマニフェスト制度の遵守を指導し、適正な履行を確認した。・マルチなど農業用使用済資材等の一斉回収がJAにおいて年2回行われている。・JAが回収した農業用使用済資材等については、農家がJAに処理委託契約に関する事務及びマニフェストに関する事務を委任し、適正に実施されている。
(2) 再使用等の推進	市のホームページで修理を行う店舗の情報を提供した。

数値目標及び達成状況

<廃棄物減量の目標値>

項目	目標値	令和2年度達成状況
市民一人一日当たりのごみ排出量	850g	952g

環境管理項目

項目	平成30年度実績 (又は30年度末数値)	令和元年度実績 (又は元年度末数値)	令和2年度実績 (又は2年度末数値)
一般廃棄物処理量 広域ごみ処理施設「ビューク リーンおくえつ」で処理する 1年間の大野市の一般廃棄物 処理量(年度別)	11,511 t (ビュークグリーンおくえつ) ※集団回収込 12,346 t	11,497 t (ビュークグリーンおくえつ) ※集団回収込 12,294 t	11,259 t (ビュークグリーンおくえつ) ※集団回収込 11,957 t
マイバッグ等持参率 マイバッグ及びマイバスケッ ト等を持参して買い物をする 割合(年度別) ※平成22年度から調査開始	平成31年3月時 A店 86.10% B店 — C店 86.20% D店 87.30% E店 86.30% F店 87.90% G店 85.80%	令和2年3月時 A店 87.10% B店 — C店 87.20% D店 87.70% E店 87.70% F店 85.40% G店 86.70%	令和2年9月時 A店 91.30% B店 — C店 92.80% D店 100.00% E店 99.70% F店 100.00% G店 89.50%

8-2 リサイクルの推進

リサイクル推進員研修会の開催、また学校における学習会を通じて子どもの頃から、ごみの分別に対する理解を深めてもらえるよう、市民のリサイクル意識の高揚を図ります。

令和2年度の推進状況

取り組みを行った施策の概要とその効果

施 策	実 績
(1) リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none">・ごみの分別等についての説明会やお届け講座等にて、リサイクル製品の使用について啓発を行った。・越前おおの環境塾出前講座で小学生を対象とした講習を実施した。・大野市消費者グループ連絡協議会の活動の一環として、市民公募者も含め結成した「生ごみ減らし隊」が、陽明中学校に設置した生ごみ処理機で堆肥を生成した。この堆肥を使って栽培したじゃがいもと玉ねぎを陽明中学校の給食で利用してもらい、資源の有効活用と循環を図った。・生ごみの堆肥化について、奥越地区の事業者と搬入契約を結び、植物性残さを堆肥製造に活用した。・堆肥センターにおいて家畜ふん尿、木くず等を堆肥化し、農家へ安価で提供した。・管理者である酪農家と、飼料米を作付けする農家とで耕畜関係の体制を整えた。

数値目標及び達成状況

< 廃棄物資源化率の目標値 >

項 目	目標値	令和2年度達成状況
資源化率	26%	21.1%

環境管理項目

項 目	平成30年度 実績 (又は30年度末数値)	令和元年度 実績 (又は元年度末数値)	令和2年度 実績 (又は2年度末数値)
集団回収量（スーパー回収量等を含む） 団体が古紙類等資源化を目的に回収した量（年度別）	835 t	797 t	698 t
資源化量・資源化率 ビュークリーンおくえつ等で資源化されるごみの量と集団回収量を含めた一般廃棄物処理量に対する資源化量の割合（年度別）	2,861 t 23.2%	2,686 t 21.9%	2,404 t 20.1%
再生資源を活用した市発注工事の件数 市発注工事において、建設資材等において再生資源を利用した1年間の工事件数（工事施工者等の自主的利用含む。）（年度別）	140 件	113 件	117 件

第9章 地球環境の保全

9-1 地球温暖化の防止

生活様式や事業活動を見直し、二酸化炭素等の排出量を削減します。

公共交通機関や自転車の利用を促進し、自動車からの二酸化炭素の排出を抑制します。

低公害車やエコドライブの普及を促進します。

令和2年度の推進状況

取り組みを行った施策の概要とその効果

施 策	実 績
(1)燃料使用の削減	<ul style="list-style-type: none">・大野市環境マネジメントマニュアルに基づき、公共施設における電力及び化石燃料等使用量削減に取り組んだ。・「エコライフ」、「エコドライブ」について市のホームページで啓発を行った。・県と連携して県民運動「エコチャレふくい」の広報を行った。
(2)自動車による排出量の削減	<ul style="list-style-type: none">・越美北線の定期・回数券購入・団体利用への助成により、越美北線利用促進策を実施した。・まちなか循環バス定期券の購入者にお買い物券を進呈してしているほか、市内の高校生へ利用周知等を実施。・大野市環境マネジメントマニュアルに基づき、公用車燃料使用量削減に取り組んだ。また、市職員がノーマイカー通勤に取り組んだ。・「エコドライブ」について市のホームページで啓発を行った。
(3)二酸化炭素吸収対策	大野市森林整備計画に基づいた公益的機能別施業森林の保全を図るとともに、林業の活性化を図るため、間伐の実施を推進した。
(4)市域における温室効果ガス排出量の削減	大野市環境マネジメントマニュアルを大野市役所地球温暖化対策実行計画に位置付け、地球温暖化防止に関する情報の収集を行った。

数値目標及び達成状況

<温室効果ガス排出量に関する目標値>

項目	目標値	令和2年度達成状況
大野市役所のエネルギー使用量（原油換算） 目標値（※）	対平成27年比1%減 （平成27年5,009kℓ）	対平成27年度比17.3%減 （令和2年度4,144kℓ）

※ 対象：市長部局施設、教育委員会部局施設、道路関連施設、公用車

環境管理項目

項目	平成30年度 実績 （又は30年度末数値）	令和元年度 実績 （又は元年度末数値）	令和2年度 実績 （又は2年度末数値）
低公害車普及台数 市内の自動車登録台数において、電気自動車等の低公害車の登録台数の総数（累計）	3,043台 ※内訳 ハイブリット車 3,007台 電気自動車 35台 天然ガス自動車 1台	3,401台 ※内訳 ハイブリット車 3,361台 電気自動車 39台 天然ガス自動車 1台	3,680台 ※内訳 ハイブリット車 3,641台 電気自動車 38台 天然ガス自動車 1台
公用車における低公害車台数 大野市が所有する電気自動車等の低公害車台数（累計）	10台	11台	11台
自動車登録台数 大野市内において登録されている自動車台数の総数（年度別）	30,242台 【平成31年3月末日現在】 ※内訳 普通車 6,609台 小型車 8,022台 被牽引車 11台 軽自動車 14,285台 その他 1,315台 ※軽二輪除く	30,015台 【令和2年3月末日現在】 ※内訳 普通車 6,692台 小型車 7,857台 被牽引車 12台 軽自動車 14,113台 その他 1,341台 ※軽二輪除く	29,966台 【令和3年3月末日現在】 ※内訳 普通車 6,740台 小型車 7,673台 被牽引車 11台 軽自動車 14,160台 その他 1,382台 ※軽二輪除く
公共交通機関利用者数 1年間におけるJR越美北線の利用者数（一般数、定期券利用者数）、及びバス利用者数（年度別）	越美北線 340,485人 ※内訳 一般数 90,775人 定期券 249,710人 バス 271,419人 ※内訳 市内路線バス 27,824人 京福バス大野線 200,796人 京福バス勝山大野線 42,799人	越美北線 336,307人 ※内訳 一般数 91,729人 定期券 244,578人 バス 230,003人 ※内訳 市内路線バス 24,674人 京福バス大野線 159,080人 京福バス勝山大野線 46,249人	越美北線 243,773人 ※内訳 一般数 56,803人 定期券 186,970人 バス 186,136人 ※内訳 市内路線バス 20,141人 京福バス大野線 129,717人 京福バス勝山大野線 36,278人

9-2 酸性雨対策

いおう酸化物や窒素酸化物の排出を抑制するような生活様式や事業活動を目指します。
降雨の状態を調査し、酸性雨に関する実態を把握します。

令和2年度の推進状況

取り組みを行った施策の概要とその効果

施 策	実 績
(1) 大気質の保全	排気ガスの発生を抑制するため、市のホームページでエコドライブについての啓発を実施した。
(2) 酸性雨の実態調査	降雨中の水素イオン濃度のデータを取得した。(観測地点：福井市)

環境管理項目

項 目	平成30年度 実績 (又は30年度末数値)	令和元年度 実績 (又は元年度末数値)	令和2年度 実績 (又は2年度末数値)
降雨の水素イオン濃度 福井市地点で計測している 雨水中の水素イオン濃度 (pH)の年平均値 (年度別)	(調査地点：福井市) 平均値 4.8 最小値 4.2 最大値 5.4	(調査地点：福井市) 平均値 4.7 最小値 4.5 最大値 5.2	(調査地点：福井市) 平均値 4.8 最小値 4.4 最大値 5.3

9-3 オゾン層の保護

オゾン層を破壊しない生活様式を目指してフロンや代替フロン製品の利用を抑制し、製品を廃棄するときのフロン類を回収し適正な処理に努め、ノンフロン化を推進します。

令和2年度の推進状況

取り組みを行った施策の概要とその効果

施 策	実 績
(1)フロン・代替フロン使用製品の利用抑制	なし
(2)フロン類の回収と適正処理	<ul style="list-style-type: none">・家電リサイクル法に基づく冷蔵庫、エアコンの適正な処理について、市ホームページに掲載して啓発した。・フロン排出抑制法の施行に伴い、大野市役所における対象製品（業務用エアコン等）の点検を行った。

9-4 森林の保護

森林資源を使用した製品の利用を見直し、間伐材等の有効活用を図るなど森林の保護に配慮した生活様式や事業活動を促進します。

令和2年度の推進状況

取り組みを行った施策の概要とその効果

施 策	実 績
(1) 森林資源を使用した製品利用の抑制	大野市環境マネジメントマニュアルに基づき、紙の両面印刷や裏紙使用に取り組んだ。また、紙をグリーン購入対象品とすることにより、再生紙購入に取り組んだ。
(2) 森林資源の有効活用	間伐材搬出経費に対する補助制度等により利用間伐の拡大を推進した。

第10章 総合的な環境対策

10-1 調査研究と情報提供

環境に関する年次報告書を毎年作成し、大野市内における環境に関する現況や環境配慮に関する取り組みの実態等を示し、また、市内外の先進事例等について、市民への計画的な情報提供を図ります。

いつでも市民が環境に関する情報の提供を受けられるシステムの構築を目指します。

令和2年度の推進状況

取り組みを行った施策の概要とその効果

施 策	実 績
(1) 関係機関と連携した調査研究や情報収集の充実	なし
(2) 情報提供システムの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市のホームページに、環境に関する年次報告書を掲載した。 ・市のホームページや「広報おおの」において、環境についての情報を提供した。

環境管理項目

項 目	平成30年度 実績 (又は30年度末数値)	令和元年度 実績 (又は元年度末数値)	令和2年度 実績 (又は2年度末数値)
広報紙等の紙面を利用した環境情報提供の件数 市が発行する広報紙等において、環境基本計画に関連する事項の内容を掲載した1年間の件数(年度別)	12件	12件	9件
マルチメディアを利用した環境情報提供の件数 インターネットなどのマルチメディアを利用して、環境基本計画に関連する事項の内容を提供した1年間の総数(年度別)	845, 252件	899, 674件	1,065, 804件

10-2 環境教育と学習の推進

大野市内の小中学校において、総合的な学習の時間を活用し、校内授業や校外活動等での環境教育や環境学習を実施し、子ども達の自主的な環境活動の実践に結びつけます。

社会教育や企業教育等の場において、環境に配慮した日常生活や事業活動等を指導するリーダーの養成を推進し、市民参加における環境意識の普及体制の確立を目指します。

令和2年度の推進状況

取り組みを行った施策の概要とその効果

施 策	実 績
(1) 学校教育における環境教育や環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none">・各校で環境教育計画を作成し、実施した。・小学校社会科副読本「わたしたちの大野」を使って、大野市の環境について学習した。・全学校で体験学習や野外学習を実施した。

施 策	実 績
(2) 社会教育における環境教育や環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ わく湧くお届け講座で環境に関する学習会を開催した。 ・ 各公民館の、各講座や団体活動などで広く実施した。 <p>【大野公民館】 亀山東側斜面を活用した環境整備 花いっぱい運動</p> <p>【下庄】 花壇づくりコンクール</p> <p>【小山】 花壇やフラワーロードづくり 花壇やフラワーロードコンクール 苗木の植栽活動 山城の遊歩道の整備</p> <p>【上庄】 花壇コンクール 史跡の草刈り</p> <p>【富田】 花壇の整備、花壇写真展の実施</p> <p>【五箇】 花いっぱい運動 駅周辺の環境美化</p> <p>【和泉】 クリーンアップ大作戦 道端花いっぱい運動、花壇づくり</p>
(3) 企業による環境教育や環境学習の推進	公害防止管理者等の国家資格について、市役所窓口で願書を配布した。

数値目標及び達成状況

<環境学習の目標値>

項 目	目標値	令和2年度達成状況
小学生一人が環境に関する学習を経験する回数	年間10回	—

環境管理項目

項 目	平成30年度 実績 (又は30年度末数値)	令和元年度 実績 (又は元年度末数値)	令和2年度 実績 (又は2年度末数値)
学校教育における環境に関する学習会の時間数 環境に関する事項について、市内の小学校で実施した1年間における学習会の総時間数(年度別)	2,913時間	3,064時間	— 時間
社会教育における環境に関する学習会の開催数 地域活動等の社会活動において、環境に関する事項について実施した1年間における学習会の開催数(年度別)	12回 (内訳) 大野公民館 7回 下庄公民館 4回 上庄公民館 1回	12回 (内訳) 大野公民館 4回 下庄公民館 7回 上庄公民館 1回	2回 (内訳) 下庄公民館 2回
こどもエコクラブ参加者数 環境に関する事項について、小中学生が参加して環境学習に関する活動を行う団体の参加者数(年度別)	0人	0人	0人
環境に関する研修会、学習会の開催数 市内の事業所において、環境の保全及び創造に関する研修会や学習会の開催数(年度別)	7回	11回	3回

10-3 庁内体制の充実

環境行政に対する共通した認識を深めるため、市職員の環境意識の高揚を図ります。

組織体制を見直し、充実した環境行政を図ります。

市独自の環境マネジメントシステムを遵守し、環境に配慮した行政を行います。

令和2年度の推進状況

取り組みを行った施策の概要とその効果

施 策	実 績
(1) 職員の意識の高揚	環境マネジメントシステムの目標達成について、職員の意識の高揚を図った。
(2) 組織体制の整備	環境マネジメントシステム内で各部署の部長等を環境管理推進責任者、課長等を環境管理推進員に任命し、環境に配慮した業務を行った。
(3) 環境マネジメントシステムの推進	市庁舎と各出先機関で環境マネジメントを実施した。